

## 官

報號外

大正五年一月三十日 日曜日

印 刷 局

## ○第三十七回 帝國議會衆議院議事速記錄第十八號

大正五年一月二十九日(土曜日)午後一時十八分開議

議事日程 第十七號 大正五年一月二十九日

午後一時開議

第一	北海道會法中改正法律案(政府提出)	第一讀會
第二	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉	(左、報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
第三	議院法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(報告委員長)
第四	砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(報告委員長)
第五	衆議院議員選舉法中改正法律案(高木益太郎君)	第一讀會(報告委員長)
第六	齒科醫師法中改正法律案(綱部惣兵衛君)	第一讀會
第七	社寺上地下戻ニ關スル法律案(齋藤隆夫君)	第一讀會
第八	私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案(山根正次君)	第一讀會
第九	(林毅麿君外)諸般ノ報告ヲ致サセマス (書記朗讀)	第一讀會
第十	中等教育優遇ニ關スル建議案(河野正義君)	第一讀會
第十一	大坂堀川兩監獄移轉ニ關スル建議案(石橋爲之助君)	第一讀會
第十二	京都監獄移轉ニ關スル建議案(森田茂)	第一讀會
○議長(島田三郎君)	諸般ノ報告ヲ致サセマス	第一讀會
一議員ヨリ提出セラレタル建議案左ノ如シ		
市制中改正法律案		
提出者 薮藤 隆夫君		
町村制改正法律案		
提出者 齋藤 隆夫君		
濠洲及英領南洋ノ排日除去ニ關スル建議案		
提出者 小西 和君	高木 正年君	
南太平洋航路開始ニ關スル建議案		
提出者 小西 和君	高木 正年君	
財團法人同人會事業國庫補助ニ關スル建議案		
提出者 山根 正次君	加藤 小太郎君	
酒造稅納期繰下ニ關スル建議案		
提出者 川上 榮太郎君	野尻 岩次郎君	
黑須 龍太郎君		

岐阜多治見間鐵道速成ニ關スル建議案  
提出者 四田 銳吉君 上埜 安太郎君 谷 欽太郎君  
飛驒縱貫鐵道速成ニ關スル建議案  
提出者 四田 銳吉君 上埜 安太郎君 谷 欽太郎君  
名古屋監獄失火ニ關スル質問主意書左ノ如シ  
一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ  
提出者 小山 松壽君

(左、報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)  
一去二十七日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ  
大正三年度豫備金支出ノ件外三件(承諾ヲ求ムル件)  
江間 俊一君 横田 孝史君  
原脩次郎君 井原喜代太郎君  
齋藤宇一郎君 柏原文太郎君  
兒玉亮太郎君 小森雄介君  
大島久満次君 龍口了信君  
齊藤喜十郎君 高木正年君  
家祿賞典祿處分ニ關スル法律案外一件  
豐増龍次郎君 大原義剛君  
室木彌次郎君 高柳覺太郎君  
鳩山一郎君 重盛信近君  
衆議院議員選舉法中改正法律案  
小泉又次郎君 本田恒之君  
山道襄一君 長澤倉吉君  
津末良介君 相島勘次郎君  
廣岡宇一郎君 丸山豊治郎君  
吉原正隆君 吉田磯吉君  
岸本賀昌君 宮原幸三郎君  
又製鐵事業促進及獎勵ニ關スル建議案ノ委員齋瀬軍之佐君、淺野陽吉君辭任ニ  
付其補闕トシテ守屋此助君、石田平吉君ヲ議長ニ於テ選定セリ  
委員異動 昨二十八日家祿賞典祿處分ニ關スル法律案外一件委員重盛信近  
君辭任ニ付其補闕トシテ丸山芳介君ヲ、大正三年度豫備金支出ノ件外三件(承  
諾ヲ求ムル件)委員原脩次郎君辭任ニ付其補闕トシテ田中喜太郎君ヲ議長ニ於テ  
孰レモ選任セリ  
理事補闕選舉 昨二十八日教育費國庫支辨ニ關スル建議案委員會理事補闕  
選舉ノ結果左ノ如シ  
理事補闕選舉 昨二十八日教育費國庫支辨ニ關スル建議案委員會理事補闕  
教育費國庫支辨ニ關スル建議案  
理事補闕選舉 昨二十八日教育費國庫支辨ニ關スル建議案委員會理事補闕  
一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

大正三年度豫備金支出ノ件外三件(承諾ヲ求ム件)委員會

委員長 江間俊一君

(岸本) 高木正年君

(山道) 裕昌君

珠一君

衆議院議員選舉法中改正法律案委員會

委員長 川崎克君

(岸本) 高木正年君

珠一君

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案外一件委員會

委員長 (島田二郎君) 豊増龍次郎君

(岸本) 山道襄一君

珠一君

○議長 (島田二郎君) 會議ヲ開キマス

○小久保喜七君 小久保君

(川崎) 龍口丁信君

○議長 (島田二郎君) チョット議事ノ進行ニ付テ

○議長 (島田二郎君) 小久保君

(小久保喜七君登壇)

○小久保喜七君 一昨日ノ議會デ、議長ト伊東知也君トノ議事進行ニ關スル應答ニ於キマシテ、議長ノ火曜日ニ質問ヲスルト云フ慣例ハ、一十六議會ヨリ引續イタモノ

デ、洵ニ尊重スベキモノアルト云フ御詞デ、私ハ此御詞ニ深ク同意ヲ表スルモノデゴザイマス、是ハ餘程良イ慣例デ、質問ノタメニ一日ノ時間ヲ與ヘテ、十分ニ質問ノ意ヲ盡サシメルト云フコトノ慣例ハ、洵ニ相當ノ慣例ト思フノアリマス、然ルニ近來政府ニ於キマシテハ、其説演説ヲサレテハ都合が惡イト云フトキニハ、其説明ヲ聽カズシテ書面ダケニ對シテ、直ニ書面テ答辯ヲ致シテ、其説明ノ機會ヲ失ハシムルコトガアルヤウニ考ヘルノアリマス、現ニ數日前ニ於

キマシテモ、匹田銳吉君ノ歐洲戰亂ニ關スル質問ニ對シマシテハ、火曜日ノ前日答辯ヲ書面テ與ヘテ逐ニ日程ニ載セナカッタノアリマス、私ハ之ヲ以テ規則ニ外レタ處置ト

ハ申シマセヌガ、免モ角モ言論尊重ト云フ上ニ於テ缺クルトコロノモノアラウト云フコト信ズルノアリマス、私ノ一二三日前ニ提出致シマシタ登極令ニ關スル質問ハ、私ハ事重大ナル質問ト考ヘマス、此質問ニ對シマシテ、復タ政府ハ其手ヲヤルデアラウト云フコトヲ吾々同僚ノ中ニ心配致ス者ガゴザイマスガ、マサカ此大問題ニ對シテ政府ハ斯様

ナコトハヤルマイト考ヘマス、即チ本會ノ慣例ヲ重ジテ、此次ノ火曜日ノ日程ニ載セテ十分ナル説明ヲ私ニセシメテ、而シテ總理大臣ハ必ず自ラ御出席ニナシテ、反覆鄭寧ニ御答辯アルコト、私ハ信ジマスガ、若シ萬一然ラズ致シテ匹田君ノ質問ニ對スル如キ有様

デ、之ヲ書面ニ於テ簡單ニ答辯ヲ致シテ、私ヲシテ説明スルノ機会ヲ逸セシメマシタナラベ、御大禮ニ關スル議事ヲ輕忽ニスルト云フ政府ノ責任ハ免レント云フコトヲ此處ニ斷言致シマス、私ハ願クハ總理大臣が此意ヲ容レラレテ、本議ニ付テハ十分ナル答辯アラムコトヲ希望致シマスルガタメニ、此ニ一言致シマス、私ハ採ルト採ラムトハ政府ノ御好

キアリマスガ、私ノ希望ダケハ此ニ述べテ置クノアリマス

○議長 (島田二郎君) 日程第一、北海道會法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——藤澤政府委員

第一 北海道會法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

北海道會法中左ノ通改正ス

○福田又一君 第一 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

マス 第一 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

本案ヲ議長指名九名ノ特別委員ニ付託シ、審査セラレムコトヲ望ミ

第二條 北海道會議員ハ名譽職トス  
議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス  
第五條 中第二號及第三號ヲ左ノ如ク改メ第四號ヲ第五號トシ以下順次線下  
ク  
二 確定スルニ至ル迄ノ者  
三 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者  
四 受クルコトナキニ至ル迄ノ者  
第五條 中「北海道廳ノ官吏」ノ下ニ及北海道地方費ノ有給吏員ヲ加ヘ同條第  
四項ヲ左ノ如ク改ム

第七條 中「北海道廳ノ官吏」ノ下ニ及北海道地方費ノ有給吏員ヲ加ヘ同條第  
八條 中「其ノ職ヲ失フ」ノ下ニ「禁錮以上ノ刑」ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ除ク外  
ヲ加フ

第十條 中「第二次ノ通常會」ヲ「次ノ通常會」ニ改ム  
附則  
第二條ノ規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス  
舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ  
禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス  
舊刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年未滿ノ懲役  
又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス  
大正三年度北海道地方費決算ハ大正五年ノ通常會ニ報告スヘシ

(政府未賛藤澤幾之輔君登壇)  
○政府委員 (藤澤幾之輔君) 現行北海道會法ニ於キマシテハ、御承知ノ通り議員  
ノ任期ハ三箇年トナシテ居ルノゴザリマス、然ルニ今日ニ至リマシテハ、ヤハリ此府縣會  
議員ト均シク四年ト致シマスル方が適當デアルト考ヘマシテ、其如クニ改正シタクト云フ  
ノガ一箇條デゴザリマスル、ソレカラ現行ノ道會法ニ於キマシテハ、任期ノ起算點ノ規定  
ガ缺如致シテ居リマスカラシテ、其規定ヲ設ケタイト云フノガ一箇條デゴザリマス、ソレカラ  
又地方費ニ對スル決算ニアリマスルガ、是ハ政府ノ規定ヲ準用致シマシテ、地方費ノ  
出納ニ關スル事務ハ、本案ニ於テ政府ト同ジク年度經過後四箇月以内ニ之ヲ完成ス  
ルコトニナシテ居ルノゴザイマスガ、今日ノ如ク交通通信ノ機關が漸次發達致シテ參リ  
マシタ以上ハ、府縣ヨリモ尙一箇年遲レサセナケレバナラムト云フ必要ガナイト存シマスル  
カラシテ、府縣ト同様ニ是ハヤハリ其制度ニ改メタイト存ズルノアリマス、ソレカラ道會  
議員ノ選舉權被選舉權ニ付ギマシテモ、御承知ノ通り刑法ノ改正モアリマスルシ、ソレ  
カラ又昨年府縣制ノ改正モアラムテアリマスカラシテ、之ニ則シテ改正シタクト云フノ  
モ亦其一箇條デゴザイマス、殊ニ本年ノ八月ハ道會議員ノ總選舉ニ當ルノアリマスカ  
ラ、此機會ヲ適當ノ機會ト存シマシテ本案ヲ提出致シタノアリマスルカラ、御審査ノ  
上速ニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長 (島田二郎君) 別ニ御質疑ハナイト認メマス、日程第一ニ移リマス、右議案ノ  
審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（島田二郎君） 福岡君の説ニ御異議がナイト認メマス、ソレニ決シマス——日程第三、議院法中改正法律案、之ヲ議題トシテ 第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ガアリマス——委員長木田君

### 第三 議院法中改正法律案（政府提出）

#### 第一讀會ノ續（委員長） （報告）

（米田實君登壇）

○米田實君 本員ハ此三議院法中改正法律案ノ委員會ノ經過並結果ヲ御報告致シマス、本案ハ議院法ノ第十七條ノ三項ヲ改正致シマシテ、從來判任官ニ在ルモノヲ、此條項ニ於テ奏任官ト認メタイト云フノガ改正ノ趣旨アリマス、サウ致シマシテ其内容ニ含マレテ居ルトコロハ、ドウ云フモノヲ奏任官ニ進メルノカ、斯ウ言ヒマスルト、守衛長ヲ奏任官ニ進メタイト云フ趣旨ニ出席テ居ルノアリマス、而シテ本案ニ付マシテハ、本案付テハ各員一致シテ居ル、ソレカラ又議院法アルモノハ憲法附屬ノ法律アルガ故ニ、此改正トハ極く簡単ニアリマスルガ、議院法が憲法附屬ノ重要ナル法律アルガ故ニ、此改正ト云フコトニ付テハ十分ノ討議ヲ盡シスト云フコトデ、十分ニ討議ヲ盡シタノアリマス、ソコトニシタイト云フ點ニ於テモ、委員間ニ於テ一致致シテ居ルノアリマス、唯問題ト相成リマシタノハ、之ヲ議院法中何レノ法條ニ入レルカ、即チ第十六條ニ方ノ法條ニ入レルモノアルカ、將又政府案ノ如ク第十七條ノ第二項ニ依テ、奏任官ヲ認メシムルコトノ法條ニスルカト云フ點ニ於テハ、非常ニ委員會ニ於テハ議論ガアツノアリマス、先アコトニシタイト云フ點ニ於テモ、委員間ニ於テ一致致シテ居ルノアリマス、唯問題ト相成リマシタノハ、之ヲ議院法中何レノ法條ニ入レルカ、即チ第十六條ニ方ノ法條ニ入レルモノアルカ、將又政府案ノ如ク第十七條ノ第二項ニ依テ、奏任官ヲ認メシムルコトノ法條ニスルカト云フ點ニ於テハ、非常ニ委員會ニ於テモ、委員間ニ於テ一致致シテ居ルノアツテ、書記官ト同一視スル重要ノ程度ヲハナイト云フノガ一つ、是が即チ第十六條ニ入レルヨリモ寧口第十七條ヲ改正シテ入レタイト云フノガ一つノ理由アリマス、ソレカラ第一ノ點ハ任用方法ヲ變シテ居ルノアル、即チ第十六條ニ依ル所ノ書記官長、書記官ナルモノハ高等文官試験ニ及第シテ居ル一般高等官テアリ、守衛長ハサウダクシテ特別任用アル、一種ノ技能ヲ有スル所ノ人ヲ要スルノアルガ故ニ、特別任用ノ方法ニ依ルノアルカラ、此法文ヲ第十六條ニ入レルヨリモ寧口第十七條ニ入レタルガ穩當アル、是が第一、其次が第十七條ト第十六條ハ法律ノ上ニ於テ保護ヲ異ニシテ居ル、是が理由デゴザイマス、何故カト云ヒマスト、第十六條ニ於ケル所ノ書記官長書記官ト云フモノハ是ハ法律ハ職員ダケラ認メテ居ッテ、サウシテ其職員ノ中ニ含マレテ居ル所ノ守衛長トカ、速記技手トカ云フヤウナ風ノ、職員ノ某ト云フ名稱ヲ指スモノハ認メテ居ラヌノアル、ソレテ法律ノ保護ノ程度ヲ異ニシテ居ル、官制ニ認メラレテ居ルガ故ニ——官制ニ認メラレテ法律デ認メラレテ居ル、トヨロガ第十七條ニ於ケル所ノ第三項ノ職員ト云フモノハ是ハ法律ハ職員ダケラ認メテ居ッテ、サウシテ其職員ノ中ニ含マレテ居ル所ノ守衛長トカ、速記技手トカ云フヤウナ風ノ、奈以上ハ廢官ハナラナイノアル、併ナ、ガラ第十七條ニ於ケル所ノ職員ト云フ中ニハ、職員ガアルト云フコトヲ認メテ居ルニ過ギナイ、職員中ニ某某ヲ認メテ居ラヌガ故ニ、官制ニ改廢スルト云フコトが出來得ルノアルカラ、保護ノ程度ガ達ブガ故ニ、此點カラ

持ツテ行ツテ第十六條ニ加ヘルコトが出來ヌト云フガーツノ理由、今一ツノ理由、第十七條ナリ第十六條ノ議院法ニ於テ書記官長ト書記官ト云フコトヲ法律ニ認メテ、其他ノ職員ヲ勅令ニ讓シテ認メシムルノ形式ヲ執シテ居ル、ソレヲ故ラニ法律ヲ以テ認メルト云フ必要ハ無イノアル、守衛長ハソコマヂニ重要視シナイ、ソアル、斯様ナ理由ノ下ニ政府ガ十七條ノ第三項ニ依テ入レタイト云フノガ重ナル趣旨アリマス、所ガ是ニ對シテ修正説が出マシタ、其修正説ハ三十九忠造君カラ出マシテ、是ハ第十六條ニ入レネバナラヌト云フ譯デ、第十六條ノ第一項中「書記官數人」ヲ下ニ「及守衛長一人ヲ加フ同條第二項中「書記官」ヲ加フ、ソレカラ第十七條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ、守衛長ハ守衛番長以下ヲ部署シ院中取締ニ任ス」ト云フコト同條第三項中「書記官」ヲ下ニ及守衛長ヲ置ク、斯ウ云フ修正案が出来マシタ、此修正案ノ理由ハ新タニ守衛長ヲ奏任トスルノアル、而シテ此議院法ノ第十六條ト云フモノハ奏任ヲ規定シテ居ル法條アル、既ニ奏任ヲ規定シテアル法條ナラバ、明カリニ守衛長ヲ奏任トスル同時ニ、此第十六條ニ加ヘタラ宜シトイト云フガ一ツノ理由、ソレカラ第二ノ理由ト致シマシテハ、守衛長ト云フ者ノ地位ハ議員ヲ保護スル所ノ重大ナル職務アル、之ヲ官制ニ認ルト云フコトニ致シマスト、主務官廳が勅令ヲ改正シテ勝手ニ之ヲ改廢スルヤウナコトが出來得ルノアル、左様ナ横累ナコトヲ認メテハイケナインオアル、此故ニ法律ヲ以テ明カリ規定スルノ必要ガアル、故ニ第十六條ニ加フルノガ穩當アルト云フノガ第十二ノ理由アリマス、ソレカラ第三ノ理由ト致シテハ、憲法第十條ニ掲ゲテアル所ノ行政各部ノ官制及文武官ト云フ事柄ニ、議院法ニ定メテアル官吏ハ該ラヌノアルはカラ廃除ケラレテ居ルノアル、ソレガ故ニドウシテモノヲ法律ニ認メルト云フ上ハ、議院法ノ第十六條ニ規定スル方ガ穩當アルト云フノガ、即チ修正案ノ主ナル理由アリマス、此修正案ノ理由ニ對シマシテ更ニ委員會中ノ一人織田君カラ、憲法第十條ニ依ラナイ所ノ官吏ハ一人モ無イノアルト云フ反駁ガアリマシテ、委員會ハ十分審議ヲ致シタ結果原案賛成者ガ五名、修正案賛成者ガ二名ト云フヤウナ結果、政府案が通過致シタ次第ゴザイマス、宜シク御審議ヲ願ヒマス

○高木益太郎君 議長

○議長（島田二郎君） 高木君

○高木益太郎君 委員長ニ質問ガアリマス、委員會ハ此大切ナ議院法ノ審査ノ上ニ於テ、十分ニ御審議ヲ盡サレタ勞ハ本員ハ多トスルノアリマスガ、此處ニ伺シテ置キタ任トスト云フ此改正ニ對シマシテ、議院ノ書記官長ハ議院自ラ任命スルト云フコトノ發議が出来マシタゴザイマセウカ、如何デゴザイマスカ、此守衛長ノコトモ大切デゴザイマスガ、免ニ角議院法ト云フモノハ、唯今委員長ノ仰セノ如ク安立ニ手ヲ著クベカラザルモノアル、樞密院其他イロイロノ帳單ナル手續ヲ經ナケレバナラスト云フノアリマスカラ、必ズ政府ノ議院法全體ニ向シテ御審議ニナリ、又委員會ニ於テモ御考ニナッタコトアラウト思ヒマスガ、今日ハ守衛長ト云フコトモ或ハ必要ガモ知レマセヌカ、議會ノ上カラ見マスレバ誠ニ微々タル地位ノモノアリマシテ、書記官長ニ就テハドウテアルカト云フコト、免ニ角日本ノ憲法政治ハ一大汚點ヲ流シ、現ニ刑事被告事件ト云フモノハ繼續シテ居ル、其原因ハ澤山アリマセウケレドモ、畢竟スルニ此議院ノ事務機關ト云フモノハ、議院自ラ任命セズシテ政府ガ任命スル、行政府ニ對シテ立法機關ハ獨立シテ居ルノアルノニ、他ノ機關ガ立法機關ノ書記官長ノ外總テノ機關ヲ任命スルト云フコトアルカラ、畢竟スルニ書記官長ハ議院ノ大切アルト云フコトヲ忘レテ、政府ノ走狗ト爲シテ政府ノ爲ニ數万圓ノ金ヲ受取シテ、サウシテ議員ヲ買収スルト云フ此犯

罪行爲ヲ加工スルト云フヤウナ不幸が出來タノアリマス、是ハ議院ノ事務官ハ議院自ラ任命スル、日本ノ議會以外ニ歐米ノ各國ニ於キマシテハ、議院ノ機關ハ議院が盡ク任命シテ居ル、然ルニ日本ノ議院法ハ明治二十一年法制局ア草シテ議會ノ開カレントスルトキニ出來タモノニアリマスカラ、政府ノ權力ヲ強クスルガ爲ニ、議會ノ機關ノ事務官マデ政府が任命スルト云フヤウナ、立憲國ノ通常ノ狀態ニ背イテ來テ居ルト思フ、ソコ此條文ニ手ヲ入レル以上ハ、守衛長バカリデナ、書記官長ハ勅任トシト云フノヲ、書記官長ハ議院自ラ之ヲ任命ス、斯ウ云フコトニ守衛長ハ勿論テアリマス、此點ニ就テ御審議ガアツタノアリマセウカ、ドウデゴザイマスカ

○米田實君 御答致シマス、サウ云フ點ハ委員會ニ於キマシテモ餘リ議論ハ出マセナカッタ、任命ノ程度ガ誰カラスルト云フヤウナコトハナカツタヤウデアリマス、サウシテ今御尋ノ點ハ要スルニ憲法ノ十條ノ解釋問題ニ歸サウト思フノアリマス、ソレダケ御答シテ置キマス

○高木益太郎君 解釋問題テハゴザイマセヌ、新ラシク法律ヲ作ル、從來ノ法律ト云フモノハ政府が任命スルト云フコトニナツテ居ルカラ、此條文ニ手ヲ著ケル以上ハ議會が任命スル、議會自ラ之ヲ極メルト云フコトニ立法ヲ變ヘルト云フ、何カ其點ニ付テ御審議ガアツカドウカ

○米田實君 ワレハ無カツタデス、唯書記官ノ外他ノ必要ナル職員中判任官以下ハ書記官長之ヲ任命スト云フコトニ於テ、奏任官ノ制ヲ設ケ得ルト云フコトニナツタノアリマス

○高木益太郎君 尚政府ニ御尋シテ見タイノアリマス、唯今ノ點ニ對シテ政府ニ本員ガ發議シタ點ニ對シテ、政府ハドウ云フ意見ヲ持テ居ルカ、ヤハリ此議院ノ立法機關ノ職員ヲ行政ノタルトコロノ政府ガ、任命權ヲ持タントスルノアルカドウアルカ、此憲法ノ五十一條ニ依ルト云フ、兩議院ノ職員ハ憲法ノ五十一條ノ明文カラ云ヘバ、議院カラ任命スルノガ憲法ノ精神ノヤウニ考ヘラレテ居ル、又憲法ノ第十條ニ依ルト云フト、「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」ト書イテアルカラシテ、行政官テアルナラバ、天皇が御任免ニナルノガ相當アリマセウケレドモ、行政官デナク立法府ノ人間デアリマス、立法府ノ附屬機關ニ付マシテハ、立法府之ヲ任命スルト云フコトガ憲法第十條及憲法五十一條ノ明文及精神ニ照シテ當然ノヤウニ考ヘルノアリマスガ、其點ニ於テ政府ノ意見ハドウ云フ意見ヲ持テ居ラレマスカ、竝ニ斯ウ云フ些々タル守衛長ナド、云フヤウナ問題ニ手ヲ著ケル以上ハ、議院法ヲ拂ヘタノハ明治二十二年ニ立案セラレテ茲ニ殆ド二十年ニ近イ星霜ヲ經テ居ル、議院法ノ豫算審査ノ期間、特ニ衆議院ガ豫算審査ノ期間ヲ二十一日ト制限スルガ如キ、八千万圓ノ豫算ガ今日ハ十三億二千万圓ニ上リテ居ル、八千万圓ノ時代ハ豫算審査ノ期間ガ二十一日ア適當ト思テモ、今日ハ更ニ此期間ヲ延長スルト云フヤウナ必要ト云フモノノ議會ノ模様ヲ今日ノ新聞デ見ルト云フト、議員一人タル柏原文太郎君カラシテ、ナル動議ノヤウニ考ヘマスガ、政府委員ハ貴族院衆議院ドツニテモ行シテ勝手ニ自分ノ提案ノ辯明が出來ル、議員ノ方ハ――何モ議決權ニ觸レルノアリマセヌ、自分ノ出シタ案ノ趣意ヲ徹底スル爲ニ、衆議院議員ガ貴族院ノ委員會ニ行シテ辯明スルト云フコトハ、兩院ノ意思ヲ疏通スル上ニ於テ、大衝突ガアツテ協議會ノ場合ハカリデハナイ、

不斷ノ議案ニ付テ貴族院ノ議員が衆議院ニ來シテ提案ノ趣旨ヲ辯明シ、衆議院議員が貴族院ニ行シテ提案ノ趣旨ヲ述ベルト云フコトハ、非常ニ結構ノコトアラウト思フ、斯ウ云フ點ニ付テ政府ハ一体ドウ云フ考ヲ持テ居ルカ、守衛長ノ如キ微々タル事柄ニ付テ樞密院ノ議マテ經テ提案セラレタ以上ハ、斯ウ云フ時勢ニ必要ニ應ズルイロ／＼ナリマス、成程議院法ノ五十四條ハ柏原君カラ修正案ガ出タト云フコトテアリマス、改良ト云フコトニ付テ、政府ハ如何ナル審議ヲセラレタノアリマスカ、是等ノ點ニ就テ詳細ナル政府ノ意見ヲ質シタクノアリマス

○米田實君 唯今高木君カラ質問ガアツタ中、柏原君カラ修正案ガ出マシタ、併ナガラ此案ハ撤回ヲナサレマシタガ爲ニ、私ハ報告ヲシナカツタノアリマス、ソレダケ加ヘテ置キマス

〔政府委員法學博士高橋作衛君登壇〕

○政府委員（法學博士高橋作衛君） 高木君ノ御尋ノ趣意ハ、守衛長ヲ奏任トスルト云フコトニ關シテ、議院法ノ或條項ニ修正ヲ加ヘルト云フ其法案ノ討議ノ際ニ、外ノ問題ノ研究ガ委員會ニアツカト云フコトカラ始リマシテ、而シテ議院法ノ中ニハ他ニ修正ヲ要スル點ガ澤山アル、例ヘバ唯今仰セラレタ第五十四條ノコトアルトカ、或ハ豫算ノ審査期間ノコトニ改正ヲ要スルトカ云フヤウナコトニ付テ、政府ハ如何ナル研究ヲ爲シタカト云フ斯ウ御尋デゴザイマス（高木益太郎君「議員ノ待遇懲罰」ト呼フ）澤山改正ヲ要スベキモノガ、議院法制定以來隨分歲月ヲ經過シテ居ルカラアルデアラウ、ソレヲ審査シタカト云フ斯ウ云フ御尋デゴザイマス、此處ニ提出致シテアリマスル所ノ案ハ、此勅令デ以テナシタル範圍ニ於テ、守衛長ヲ奏任ニスル、斯ウ云フ案デアリマス、其奏任ニスルト云フコトノ結果、議院法第十七條ノ二項ガノ儘テハ誤解ヲ起スカラ、止ムヲ得ズソレダケニ手ヲ著ケルトスウ云フコトデアリマス、其外ニ高木君ノ仰セラレタ如ク改正スベキ點ガ澤山アルノデゴザイマセウケレドモ、政府ガ本案ヲ出シタノハ其處ニ著目シテ居ハ、政府ハ研究シナインデハアリマセヌケレドモ、併シ斯ノ如キ憲法附屬ノ法律トシテ重要ナルトコロノ法律ヲ改正スルト云フ問題ハ、慎重ニ又慎重ニ政府ニ於テモ審査スベキモノ思フノアリマセヌ、問題ノ範圍が自ラ異ニア居ルノアリマスカラ、唯今仰セラレタル事ニ付テス、所ノ事柄ハ、唯今申シマシタ通り、勅令テ動カシ得ルト云フモノヲ勅令テ動カシテ、勅令テ動カシテ見タ所ニ其儘議院法ノ第十七條ニ二項ヲ置イテハ誤解ヲ生ズルト云フコトデ、問題ノ範圍ヲ其處ニ極メテ提出シテアルノアリマスカラ、唯今仰セラレタ所ノ諸件ニ付テハ、研究ハ致シテ居リマスケレドモ、今日ソレヲ是ト一緒ニ提案シテ議院法ヲ改正シヤウト云フ意見ガアルノデゴザイマセヌ

○高木益太郎君 本員ノ肝要ナ問ニ對シテハ避ケラレテ、唯研究シテ居ルト云フコトデ甚ダ遺憾アリマス、此法律ハサウ屢々手ヲ著ケベキモノテナインデアリマスカラ、其條文ニ付テ手ヲ著ケタ以上ハ、此條文全部ニ付テ審議ヲスルト云フノハ當リ前テアラウト思ヒマスガ、政府ハ答辯ヲ避ケテ居ルノハ甚ダ遺憾アリマスガ、ソレニ付テ尙御尋シテ置キタイノハ、ドウ云フ譯デ書記官長カラ守衛長ニ至ルマテ議院ノ自治ニ任スコトガ出來ナイカ、帝國議會以外ノ府縣會ナリ町村會ハ、總テ其會ノ自治ニ委シテ居ルノアリマスガ、然ルニ帝國議會ハ立法部デアルニ拘ハラズ、行政官ノ發スル官制ヤ勅令ニ依テ、帝國議會ノ職員ヲ任命セラル、主義ヲ採ルノアル、今日ハ世界各國孰レノ議院ニ於テモ、議院ノ職員ハ議院自ラ任命シテ居ル、然ルニ日本ノミ議院ノ自治ノ精神ヲ貫カヌヤウナ御提案ニナツタノハ、ドウ云フ趣意アルカト云フコトヲ御尋シテ置キタ

〔政府委員法學博士高橋作衛君登壇〕

○政府委員（法學博士高橋作衛君） 唯今モ申上ゲタ通り、問題ノ範圍ヲ初メカラ

極メテヤツタノデゴザイマシテ、ソレ以外ニ改正スベキ點ガアルト云フヤウナコトヲ高木君ガ仰シヤツタ、ソレマテハ否認ハ致シマセヌガ、提案ガ守衛長ヲ奏任ニスルト云フコトニ付テノ問題デアリマス、テアリマスカラシテ他ノ問題ガアルト云フコトハ、少シモ否認モ何モシテ居リマセヌ、併シ出シマシタ所ノ問題ニ付テハ議院法ニ付テ改メネバナラスト云フ據口ナイ點ダケヲ、唯今手ヲ著ケルトスウ云フ話デアリマス、ソレカラシテ外國ノ例ヲ御引キニナリマシタガ、成程外國デハ書記官長書記官ノ如キ、ヤハリ議院ノ「オーリチー」ヲ重ンジテ議員カラ選出シテ居ル處ハソレハアリマス、併ナガラ列國皆其通りアルト云フコトハ私ノ研究ノ範圍デハ承認が出来ヌヤウニ思ウテ居リマスガ、併シレハ問題外、免ニ角ソレモ一ツノ研究問題アラウト思ヒマス、併ナガラ議院法制定ノ時ニハ自ラ各國ノ例ヲ調べテ、現行法ヲ餘程適當ナモノトス考ヘテ規定サレタモノニアリマスカラ、今日ノ私ノ研究シマシタ範圍ニ於テハ、其點ニ於テハ寧ロ改メヌ方が宜カラウト思ヒマスガ、尙研究中ニアリマス。

○議長(島田三郎君) 少數意見が出居リマス、其報告ヲ求メマス、三土忠造君

(三土忠造君登壇)

○三土忠造君 諸君、此議院法改正案ハ案自體ハ極メテ微々タル問題デアリマシテ、此演壇ニ於テ本員ガ少數意見ヲ述ベナケレバナラスト云フコトヲ、甚ダ遺憾ニ思フノデゴザイマス、少數意見ノ趣旨ハ唯今委員長ノ御報告ニナリマシタ通リアリマスカラ、之ヲ反覆致シマセヌ、先達ノ本會議ニ本席ニ於キマシテ本員ハ政府委員ニ疑問ノ點ヲ御尋ヲ致シマシタ所ガ、政府委員ハ一切ノ答辯ヲ避ケテ、委員會ニ於テ之ヲ述ベルト云フコトデアリマシタ、委員會ニ於キマシテ吾ミノ納得ノ出來ルヤウナ御説明ガアルカト思ヒテ豫期シテ居リマシタトコロガ、唯今政府委員ガ丁度此席ニ御出テニナリマシタ如ク、澤山書類ヲ御持チニナシテ參リマシタケレドモ、其書類ハ其儘持ツテ御歸リニナリマシテ、其書類ノ中カラ何モ出ナカッタノデアリマス、而シテ政府委員ノ説明及與黨諸君ノ御討論ノ趣旨ハ、唯今委員長ノ御報告テ大體盡キテ居ルト思ヒマス、即チ唯今諸君ノ御聽キ通リ誠ニ支離滅裂ノモノトキマシテ、アレデハ私共誠ニ贊成ハ出來ヌノテアリマス、先般本議場ニ於キマシテ申述ベマシタ通り、私共ノ見解ハ政府案ノ如キ改正ニ依リマシテハ、奏任官ノ守衛長ナル者ガ此ニ生レテ來ナイト云フ議論デアリマス、素ヨリ守衛長ヲ奏任官ニスルト云フコトニ付キマシテハ、私共一致ノ意見デアルト云フコトハ再び申スマデモナイコトデアリマス、唯形式ニ付キマシテ立法部トシテ笑ハレヌダケノコトヲ致シタイト云フノ私共ノ希望デアリマス、政府委員モ度ニ委員會ニ於テ御述ニナリマシタガ、議院法ト云フモノハ憲法附屬ノ法律デアルガ故ニ、之ヲ尊重シテ置カケレバナラヌ、是亦私共同論デアリマス、故ニ私共ハ此議院法ト云フモノヲ尊重シタイト云フ精神カラシテ、此改正ニ付キマシテハ、餘程慎重ニ考慮ヲ費サナケレバナラスト思フノテアリマス、從ツテ守衛長一人ヲ増加スルガ如キ小問題デアリマスケレドモ、立法論ト致シマシテハ、餘程鄭重ニ扳ハナケレバナラスト思フノテゴザイマス、政府委員及與黨諸君ノ議論ニ依リマスト、唯今委員長ノ御報告ニナリマシタ如ク、此議院法ニ規定シテアル所ノ書記官長及書記官ト云フ者ハ、議院ノ事務局ヲ構成スルニ必要缺クベカラザルモノデアグテ、其以外ノ者見ナイノデアリマス、議院法ハ憲法附屬ノ法律デアリマシテ、會計検査院法或ハ行政裁判所法等ノ如キ此ニ必要アルトコロノ機關ハ、此議院法ニ總テ規定シテアルトコロノアリマス、即チ書記官長書記官ハ此ニ名前ヲ現ハシテ置キマシ、其外ハ判任官デアッ

テ、第十七條ノ末項ニ持ツテ行シテ、書記官長ノ任命權ノ中ニ讓ツテアルノデアリマス、即チ衆議院事務局、貴族院事務局ニ於ケルトコロノ必要ナル職員ノ種類ト云フモノハ、此議院法ガ總テ規定シテアルノデアリマス、唯其細目ニ付キマシテ、補助規則トシテ事務局官制ガ出來テ居ルノデアリマス、種類モ總テ此ニ規定シテアルノデアリマス、即チ奏任官以上ノ者ハ法律ヲ以テ規定シ、判任官以下ハ此ニ規定セズシテ、唯其書記官長ニ任命權ヲ讓ルト云フコトヲ規定シテ居ル、而シテ此補助トシテ勅令ヲ以テ其種類及ビ員數ヲ極メアルノデアリマス、故ニ此處ニ守衛長ト云フ奏任官ヲ一人増スト云フナラバ、斯ノ如キ改正案ヲ出サナクテモ出來ルカモ知レヌ、是マテ、現行法ノ儘ニ致シマシテモ書記官ノ外他ニ必要ナル職員ハ、書記官長之ヲ任命スト書イテアリマスカラ、書記官長ガ任命スル職員ハ判任官以下アルト云フコトハ、此處ニ必ズシモ規定スルコトヲ俟タヌノデアリマス、他ノ行政各部ノ官制カラ見マシテモ、任命委任ノ原則通則カラ見マシテモ、書記官長が任命スルノハ判任官以下アルト云フコトハ、更ニ此ニ規定ヲ要セヌノデアリマス、故ニ此ニ政府案ノ如ク改正ヲ致シマシテ、數文字ヲ加ヘルト致シマシテモ、院法ニ規定シタトコロノ書記官長書記官ト云フモノハ重要ナルモノニアリテ、其外ハ勅令ニ讓ツテ宜シト云フ御議論デアリマスガ、而シテ尙ソレニ附加ヘマシテ書記官長及書記官ハ是ハ普通ノ任用令ニ依ルモノアル、ソレカラ是カラ設ケテ行カウト云フ守衛長トカ、或ハ其外ニ設ケルカモ知レヌガ、ソレハ特別任用アルカノ必要ナモノナイ、又職責ニ於テモ違フモノナイ、是ハ勅令ニ讓ツテ宜シノテアリマスケレドモ、文官任用令ノ方ノ關係ハマルキリ別物デアリマス、文官任用令ニ於テ文官、高等試験ヲ經タル一般ノ任用令ニ依ルモノト、特別任用令ニ依ルトコロニ依レバ、唯今ノ參政官副參政官ナルモノハ、是ハ特別任用アルカラ、有ツテモ無クテモ宜イ官職デアル、而シテ他ノ諸官省ニ於ケル書記官若クハ參事官ト云フモノハ、特別任用デナカトニ依ルモノデアリマスカラ、參政官及副參政官ヨリハ餘程重イモノアル、斯ウ云フコトニナルデハアリマセヌカ、此議院法ニ規定シテアルトコロノ書記官長及書記官ハ重要ナルモノデアル、其外ニ奏任官ヲ設ケテモソレハ重要ナモノナイ、或ハ特別任用ト特別任用ニアラザルモノ、區別ト云フモノハ、是ハ窮餘ノ説明デアグテ、決シテ本案ニ對スル説明ラスルモノナイト私ハ思フノテアリマス、テ若シ此官制ノ全部ヲ勅令ニ讓ルトカ、或ハ書記官長書記官ダケヲ重要ナモノト見テ、其外ハ附屬機關デアルカラシテ、勅令ニ讓ルト致シマシテモ、之ヲ勅令ニ讓ルモノト云フ一箇條ヲ加ヘナケレバ、之ヲ其處ヘ持ツテ來テ、奏任ノ職員ト云フモノハ出テ來ナイト思フノテアリマス、私共ハスノ如キ問題デアリマスカラシテ、而シテ其目的ハ吾ミモ共ニ一致シテ居ルノデアリマス必要ハアリマセヌガ、ドウシテモ一貫シテ動カヌ故ニ、私共ハ已ムヲ得ズ少數意見ヲ出シテ次第デアリマスガ、寔ニ小ナル問題デアリマスケレドモ、議院ノ體面ニ關スル衆議院ノ見識ニ關スル問題デアリマスガ故ニ、私共ニ遺憾ナカラ是ハ争ハザルヲ得ナイノアリマ

ス、而シテ私ハ委員會ニ於ケル與黨諸君ノ態度及本案ニ對スル與黨諸君ヨリ段々私共ノ耳ニ入リマシタトコロノ御話ヲ綜合シテ見マスルト、如何ニモ諸君ガ議院ノ一面目トカ、或ハ法律上ノ正義正論ト云フモノニ重ヲ措カズ、情實ニ重ヲ措クト云フ傾向ガアリカセバカト思フソアリマス、一體私ハ明治四十一年以來議員ニナツテ居リマスガ、今

日ノ與黨諸君ノ如キ御用振リヲ遺憾ナク發揮シテ居ル時代ハナイト思フノアリマス、ソレ故ニ是カラ正議公論ヲ私共ノ與黨デアツタ時代ハ屢アリマシタガ、斯ノ如キ不條理ナル案が假ニ出タト致シマシテ、私共與黨アツタラバ必ズ之ヲ匡正セシメマス、吾々議案其モノガ出ル其前ニ、

政府ニ向ツテ與黨ノ意見ヲ是マテ屢申シマシタ、而シテ吾ミノ意見ヲ貫徹致シマシタガ、幸ニシテ吾ミノ助ケテ居ツタ政府ノ時分ニハ、斯ノ如キ失態ハ無カッタノアリマス、與黨諸君及少數アル諸君ハ、斯ノ如キ改正案ヲ以テ衆議院法ノ精神ニ抵觸セズ、而シテ是タケデ以テ新ニ委任官ノ守備長が生ジテ居ルモノト云フ解釋が取レマスカ、若

シ是レガ取レルト考ヘルナラバ、私ハ實ニ諸君ノ理性ヲ疑ハザルヲ得ナインテアリマス、先般來委員會ニ於テ委員ノ諸君悉クが私共ト同意見アリト思フ、現ニ其委員ノ一人ハ申シマセヌガ、或人ノ如キハ全ク君ト同意見アリト言明セラタハガアルノアリマス、然ルニ其人ガ委員會ニ於テハ何時ノ間ニヤフ變ツテ居ル、其理窟ヲ新ニ發見シテ變ツタカト云フトサウテハナイ、其起立スル時分ノ有様ヲ見マスト云フ、仕方がナイカラ起

ツ、自ラ仕方ガナオト言シテ居ツタノアリマス、固ヨリ政府與黨アリマスカラ政府ヲ助ケンケレバナラヌケレドモ、斯ノ如キ問題ハ決シテ政策ノ問題デモ何デモナイ、僅カ守備長

一人ハ委任ニスルト云フコトア、而シテ其目的ニ於テハ全然一致アル、故ニ成ベク斯ウ云フコトハ全院一致ヲ以テ貴族院ニ迴シ、貴族院ニ於テモ全院一致ヲ以テ通シテ貴

チ、而シテ其結果ヲ権威院ニ於テモ容レラント、圓滿ニ之ヲヤリタト思フノアリマス、斯ノ如キ微々タル問題ニモ政府與黨ノ忠勤振リヲ發揮シテ、而シテ條理ヲ無視シ

議院ノ體面ヲ無視シテ、マルキリ精實ニ依ツテ決議ヲスルト云フコトハ、私共議員トシテ甚ダ遺憾ニ存ズルノアリマス、私共ガ新ニ議員ニナリマシタ頃ニ、動モスルト云フト理窟ニ至リマシテ、政界ノ事情其外内外ノ形勢等ヲ鑑ミズシテ、唯自分等ノ議論ヲ一點

張リニ突張ラウト云フ傾キガアリマシタ、得テ此新議員ト云フモノハサウ云フ傾キガアルノアリマスルガ、今度ノ新議員諸君ハ其反対ニ、何モ彼モ精實ガ政治ノヤウニ心得アリマスルガ、阿時ノ間ニヤラ油ダト云フ人ガ澤山アルヤウニ私ハ思フノアリマス、斯

ノ如キ問題ニ付キマシテハ、ドウカ私ハ冷靜ニ條理ニ訴ヘテ、無理ヲシナイヤウニ、殊ニ議院法ノ如キ憲法附屬ノ法律デアリマスカラシテ、何處へ持ツテ行ツテモ耻カシクナイヤウナ改正ヲシタト思フノアリマス、幸ニシテ其目的ハ一致シタノアリマスカラ、諸君ハ狂

ゲテ——精實ヲ以テ狂ゲルノアリ、今度ハ義務テ狂ゲテ、理窟ニ狂ゲテ、私共少數ノ意見ニ賛成セラレントラ希望スルノアリマス

○福田又一君 本案ニ對シテ二讀會ヲ開クコト、シ、直ニ二讀會ヲ開カレンコトヲ求メテス

〔贊成タク」ト呼フ者アリ〕 ○議長（島田三郎君） 福田君ノ說ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕 ○議長（島田三郎君） 直ニ二讀會ヲ開キマス

議院法中改正法律案（政府提出）

第二讀會（確定議）

○議長（島田三郎君） 少數者ノ意見ハ一ノ修正説アリマス、之ニ對シテ定規ノ贊成ガアリマスレバ議題ト致シマス

〔贊成タク」ト呼フ者アリ〕

○議長（島田三郎君） 定規ノ贊成ガアルト認マス、之ヲ議題ト致シマス、通告ガアリマス——織田了君  
〔織田了君登壇〕  
(拍手起ル)

○織田了君 私ハ今ニ士君ノ言ハレル新議員デアリマス、ソレ故ニ是カラ正議公論ヲ以チマシテ、修正案ニ反対フシヤウト思ヒマス、ニ士君ノ修正意見ニ依リマスルト、兩院議院ニ設クベキ職員ノ總制ト云フモノハ、議院法ニ規定ガシテアッテ、全部網羅シテアルト云フ御議論デゴザイマス、果シテ是ガ至當ナ解釋テアラウカト言ヒマスルト、決シテサウダウカ、斯ウ云フコトニナリマスルガ、私ハ此十六條ニ書記官長書記官ト云フモノヲ規定シタハナイト私ハ思フ、テ議院法ノ十六條ニ於キマシテ書記官長書記官ト云フノ規定ハアリマスル、又十七條ニ於キマシテ、書記官長ハ——「書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長シラ任ス」トスウアル、此規定テ以テ全部網羅サスルト云フコトガ言ヒ得ラレ

ウテハナイト私ハ思フ、テ議院法ノ十六條ニ於キマシテ書記官長書記官ト云フノ規定ハアルノデ、即チ事務局官制ニ見マスレバ、ヤハリ其他ノ職員が規定シテアル、即チ守衛長、屬官、守衛者長、斯ノ如ク規定シテアル、斯ウ兩方ノ規定ヲ俟チマシテ、初メテ議院ノ職員ト云フモノガ完備シテ居ルノアル、サウ致シマスレバデスナ、サウ致シマスレバ必ず此ニ守衛長ナル奏任ヲ設クルニ方リマシテ、是非トモ之ヲ議院法ニ設ケネバナラスト云フ理由が何處カラ出でテ來ヤウカ、此ニ於テハ其必要ノ理由ト云フモノハ未タ反対者カラモ聞イタコトハナインテアリマス、デツマリ此奏任アルカラ書記官ト同等ニ規定スベキモノアラウ、ソレガ宜カラウト、斯ウ云フ問題ニナルノアリマスルガ、私ハ此重要ナル書記官守衛長ノ如キデスナ、左程重要ニ非ザル所ノ機關トハ同一ニ置クベキモノナラスト云故ト言ヒマスレバデスナ、今度守衛長ヲシテ奏任官ノ地位ニ高メルト云フコトニハシマスケレドモ、其守衛長ノ職務ト云フモノハ依然トシテ變更シナシ、元ノ通リノ職務テアリマス、而シテ其守衛長ノ職務ガデスナ、如何ニ重要アルカト云フコトヲ見マスルト、是ハ人事ニ關係ガアルカラツレ故ニ是ハ書記官ト同等ニセバナラスト、斯ウ云フ議論デアリマスルガ、此反対ノ議論ト云フモノハ私ハ取ルニ足ラスト思フ、人事ニ關係スルト云フコトハ、先般總理大臣ニ向ツテ肉薄シヤウナ如キ場合ヲ想像サレルカト恩ヒマスルガ、斯ノ如キハテスナ、寧ロ議院トシテ之ヲ必要ナリト云フコトノ感觀ヲ持チマシテ地位ヲ高メルト云フコトハ私ハ最モ議院トシテ不體面ナコトヲ來スト思フ、テ寧ロサウ云フ方カラ比較シマスルト、私ハ速記者ノ如キデスナ、最モ此言論ノ府ニ於キマシテ必要ナ速記者ヲスル、其爭ノ起ル事實ヲ見マス場合ニハ、最モ此速記者ノ方が重要ナコトニナル、ヨリ以ルノ重要ニアラウト思フ、然ラバ又將來ニ於キマシテモ之ヲ奏任官ニスルト云フ場合モナキニシモ非ズ、而シテ見マスレバ此議院法ヲ折ニ一層、又改正スルト云フコトニナリマス、デスノ如キハ甚ダ宜シクナシ、元來此議院法ノ十六條ニデスナ、書記官長ハ勅任ト規定スルノハ宣シクナシ、適當ナラスト私ハ信ジマス、テ其既ニ規定サレテアルノニモ拘ラズ、尙ホ此ノ所ヘ守衛長ヲ又加ヘルト云フコトハ益、其立法上適當ナラザルノミナラズ、尚體裁モ甚ダ宜クナシ、テ是ヨリ比ベマスレバ政府案ノ如ク之ヲ官制ニ譲リマシテ——官制ニ譲テナサウシテ守衛長ヲ奏任ニスルト云フコトノ爲ニ、此十七條ノ規定ヲ簡單ニテスル、簡單ニ改正スルノが最モ適當アリトスウ信ズルノアリマス、テ大體ニ士君カ兩院ノ職員ハ總ア議院法ノ規定ニシテアル、斯ウ云フ前提が私ハ間違テ居ルト思フ、ソレカラシテ守衛長ハ議院法テ是非現ハサネバナラズ、斯ウ云フ御議論デアリマスルガ、何故ニ守衛長ハ議院法ニ現ハサネバナラヌカト云フ私ハ其根據ヲ見出サヌ、單ニ奏任官ト云フマ

デハ規定がアルカラ、之ニ列ニ並ベヤウト云フニ過ギナノア、必シモ委任官ヲ議院法ニ載スヨリハ、是ハ官制ニ載スヘキ性質ノモノアルカラ、官制ニ載セテ宜シイ、又此立法部ニ於ケル職員ハ丁度裁判所ノ判事、或ハ會計検査院若シクハ行政裁判所ノ如ク法律ニ規定スベキモノアル、斯ウ云フ御議論デ引用ニナリマスガ、是ハ又違ツタ御議論デ、憲法ニ規定ノアル以外ノモノハテスナ、法律ニ於テ規定スベキモノナイト云フコトハ明カデアル、サウシテ見マスレバ、此衆議院——此議院ノ職員ハドノ部ニ當ルカスウ云フコトニナリマス、憲法ノ十條ノ但書ニ依リマシテ、此議院法ト云フモノハ生ジタモノニアル、憲法十條ノ但書ニ依リマスレバ「此憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ揭ゲタルモノハ各々其條項ニ依ル」、此憲法ニ掲ゲテアル——憲法ニ掲ゲテアルノハ、唯今申上ダマシタ所ノ職員、ソレカラ此法律ニ特例ヲ掲ゲタモノト云フノハ、即チ此議院法ニ掲ゲタ所ノ書記官長若シクハ書記官ノコトヲ指シタモノナル、サウシマスレバ、サウスレバ此以外ニアス、法律ヲ以テ定メルト云フヨノハナインアル、然レバ此官制ニ定メル所ノモノハ、即チ第十條ノ本文ニ依ツタモノアルト私ハ思フ、テ從ツテスナ、若シ之ヲテスナ修正説ノ如ク致シマスルト、却テ憲法ノ十條ノ本文ニ違反シ、憲法違反デアルト云フ結論ヲ生ズルト思フ、ソレカラシテ今又議院ノ職員ハ、議院が任命スベキモノナルスウ云フ御説モアリマスガ、議院ノ職員ヲ議院が任命スルト云フコトハ、外國ニ於テハイザ知ラズ此日本ノ憲法ニ於テハ決シテ出來ナイコトヲ私ハ思フ、憲法ノ十條ハ「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」ト云フコトデアル、此衆議院ノ職員ハ、純然タル行政官アル、ソレ故ニ之ヲ官制ニ規定スベキハ是ハ通則アルノアル、此通則アル中カラ議院法ニ依リマシテ、書記官長書記官ト云フモノヲ除外シタ云フニ止マルノデアリマスカラシテ、之ヲ以チマシテスナ、之ヲ以チマシテスナ、是ハ勿論政黨問題モ何デモナイ單純ナ法律問題デアリマスカラ、餘リ其二十君ノヤウナ御議論ニ賛成サレナイヤウニ私ハ希望ヲ表シマス

○議長(島田三郎君) 松田源治君

(松田源治君登壇)

(拍手起立)

○松田源治君 本問題ハ憲法附屬法ニ議院法ノ改正ニ係ルノアリマス、餘程事大ナル議案ニアリマス、而シテ政府ノ今回改正サレントスル所ノ規定ハテス、今マテノ議院法ノ立法例ニ變更ヲ加ヘントスル立法デアリマスカラ、餘程此問題ハ重大ナコト考ヘルノアリマスカラ、本貞ハ之ヲ「一言セザルヲ得ヌノアリマス、御承知ノ通り行政各部ノ官制ヲ定メルコトハ、天皇ノ大權デアリマシテ、是は私ノ申スマテモナインアルマス、憲法第十條ニモ之ヲ規定シテアリマス、而シテ憲法第十條ノ但書ニ「但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル」即チ天皇ノ大權トシテ勅令ヲ以テ規定ハ出來ナイ、即チ法律ヲ以テヲ定メルト云フコトガ規定シテアリマス、是ガ特別ノ一ツアリマス、又憲法六十

一條ニ依リマシテ行政裁判所ハ法律ヲ以テ定メルト云フコトガ憲法ニ規定シテアリマス、是が憲法ニ闕スル特例ノ第一「デアリマス、第二ハ憲法七十一條デアリマス、ソレハ「會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ定ム」ト書イテアリマス、是が此憲法ニ規定シテアル所ノ特例ノ第三「デアリマス、議院法ハ如何アルカト申シマスレバ、憲法第十條ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノニアリマス、即チ憲法五十一條ニ依リマスレバ「兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外ト云シテ、議院法ヲ憲法ハ認メテ居ルノデアリマスカラシテ、此法律ニ特例ヲ掲ゲタ所ノ「デアリマシテ、議院法ニ於テ法律ニ依ツテ總テノ職員ヲ定メカレバナラヌノデアリマス、即チ原則トシテ普通ノ裁判所、行政裁判所、會計検査院及此議院ト云フモノハ、議院ノ職員ノ總ヲ法律ヲ以テ規定スルコトヲ原則トスルコトハ、今私ノ朗讀シタル所ノ憲法ノ明文ニ於テ明ナルモノナリト私ハ考ヘルノデアリマス、而シテ議院法ノ第十六條第十七條ニ依リマスレバ、總テ此中ニ規定シテアリマス、即チ書記官長書記官、是ハ十六條ニ規定シテアル、而シテ其次ハ十七條ノ末項ニ「書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長ヲ任ス」即チ必要ナル職員ト云フ中ニ入ツテ居ルノデアル、此職員ハ若シ官制ノ補充規定がナケレバ書記官長ガ名ヲ附ケテ宜イノデアル、書記官長が細則ヲ定メテ守衛トシテモ宜シケレバシナクテモ宜シイ、守衛長トシテモ宜イ、他ノ名ヲ附ケテモ宜シノデアル、是ハ明治二十三年議院ノ出來ヌ前、開ケナイ前、書記官長が任命ニナラナイ前ニ、衆議院事務局官制ト云フモノが勅令テ發布サレタノアリマスカラ、書記官長ハ其名ヲ附ケルコトガ出來ナカッタノデアル、即チ末項ニ依ツテ、書記官長ト書記官以外ノ職員ハ其名ヲ官制ニ於テ補充シタノデアツテ、決シテ法律ニ依ツテ定メヨト云フ所ノ原則ヲ破ツタモノナイト云フコトヲ私ハ斷言致スノデアリマスニ尋ねマシタコロガ、政府ハヤハリ人ニ依テデハナイ、官が重職デアルカラ、其官職ナル守衛長ヲ奏任ニスルト云フコトヲ答へタ以上ハ、此議院法ノ今マテノ立法例ニ依リマスレバ、奏任ナルモノハ非常ナ主要ナル役人ト致シテ居リマシテ、其官名ト官等が定メアリマス、即チ十六條ニ書記官長ガ一名書記官數名ヲ置クトシテ、書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任ト云フコトガ書イテアルカラ、奏任ノ守衛長ヲ置クナラバ、此立法例ニ則シテ即チ議院ノ職員ヲ法律ヲ以テ規定スルト云フコトヲ原則トスルト云フ主義ニ則シテ、守衛長一人ヲ置ク、守衛長ハ奏任ナルト云フコトヲ規定シナケレバ、奏任ノ守衛長ハ生レ出テナイモノアルト云フコトハ明カデアル、決シテ之ニ反對スルコトハ出來ナシノト考ヘルノデアリマス、且ツ政府ノヤウニ十七條ノ末項ヲ改正シテ、必要ナル職員中判任以下ハドウスルト云フコトハ、單ニ此事ヲ詳シク規定スルニ過ギナ、今マテト同ジ事デアル、論ジ詰メレヤハリ書記官長ハ書記官以下ノ必要ナル職員ハ任命ノ原則ニ依テ之ヲ任用スルコトハ當然デアル、之ニ唯蛇足ヲ加ヘタニ過ギナノデアツテ、政府ノヤウナ原案デハ、如何ニシテモ議院ノ守衛長ノ主要ナルコトハ人ニアラズ、官ノ主要ナル守衛長ト云フ奏任ノ役人ハ今ノ立法方法デハ決シテ出來ナイト云フコトヲ私ハ斷定シテモ差支ナイト思ヒマス、是が第一ノ理由、第二ノ理由ハ今少シ主要ナル理由デアル、議院ニ隸屬シテ居ルトコロノ議院事務局デアリマス、是ハ廣義ノ意味ニ於テ言ヒマスレバ行政部デアリマス、行政裁判所モ行政部デアリマス、會計検査院モ行政部デアリマス、天皇ノ大權ヲ行使スル所デアリマス、故ニ衆議院ノ事務局モ廣義ニ云ヘバ行政部ノ一つアリマスガ、内閣ニハ隸屬シテ居リマセヌ、豫算ノ關係デ大藏省カラ豫算案ハ出シマス

ケレドモ、内閣ニ隸屬シテハ居ナイ、衆議院事務局ノ官制ニ致シマシテモ、議長ガ指揮シテ立法部ニ隸屬シテ居ルトコロノ行政官ヲ以テ組織シテ居ルノデアリマスカラ、此重要ナル立法部ニ屬シテ居ルトコロノ衆議院事務局ノ職員ハ、奏任ニスル判任ニスルト云フコトヲ決定スル時分ニハ、議院ノ意思ヲ尊重シナケレバナラヌ、行政權ヲ以テ干渉シテ、行政權ヲ專ラ委シテサウシテ議院ノ意思ハ顧ミナ、議院ノ協賛權ハ其範圍ヲ縮少シテ之ヲ無視スルト云フコトハ、議院ノ面目ニ關スル重大ナル事ト私ハ斷定スルノデアリス、諸君、私ハ先程高木君が申シタヤウニ、ヤハリ是ハ議院ノ事務局ト云フモノハ獨立ヲ致シテ、指揮權ノミヲ議長ガ有ツテ居ル、身分ニ關スルコトハ内閣總理大臣ガ有ツテ居ル、政府ヲ有ツテ居ル、ソレデ書記官長書記官ハ非常ニ迷フノデアル、議長ニ忠實ナラムカ、立法部ニ忠實ナラムカ行政部ニ忠實ナルコトが出來ナイト云フノデ、今日マデイロ、ナ弊害が生ジテ居ル、是ハ高木君ノ言フガ如ク理想トシテハ改正スルコトが必要アルシテ、指揮權ノミヲ議長ガ有ツテ居ル、ソレデアルガ、直ニ此法文ニ現スト云フコトハ出來ナインデアリマス、是マデ進歩シナケレバナラヌ、是マデ進歩シナケレバ、議長カラ上奏シテ、天皇之ヲ任命スルト云フモノハ獨立スルコトニシテ差支ナイト私ハ考ヘルノデアリマスガ、是ハ總アノ法規ヲ餘程改正シナケレバナラヌカラ、理想トシテハ贊成デアルガ、直ニ此法文ニ現スト云フコトハ出來ナインデアリマス、是マデ進歩シナケレバナラヌ、是マデ進歩シナケレバ、議長ガ極メル、身分モ議長ガ掌リ任免黜陟モ議長ガ掌リ、指揮權モ今日ノ通り議長ガヤツテ、指揮權モアレバ身分ノ任免黜陟ノ權モ議長ガ有ツテ、奏任以上ハ議長ノ上奏ニ依テ極メル、判任官以下ハ議長ガ極メルト云フコトニナツテ、初メテ衆議院事務局ノ獨立ト云フモノガ全ク取レルモノノデアラウト思フノデアリマス、然ルニ今日改正スル政府ノ爲ストコロニ依リマスレバ、今日爲シタル守衛長ヲ明日ヨリ——朝令暮改ト云フノデアリマセヌガ、此政府ハ朝令暮改ノコトガ多イガ、明日直ニ之ヲ判任ニスルコトモ出來ル、又守衛長ヨリ外ノモノヲ拘ヘテ、外ノモノヲ奏任ニスルコトモ出來ル、行政部が絶對ノ權利ヲ有ツテ立法院ハ之ニ參與スルコトが出來ヌ、政府ノ專權ヲ以テ判任官ヲ奏任官ニシ、奏任官ヲ判任官ニスルト云フコトハ、議院自ラ政府ヨリ侮辱サレタルモノト言シテ差支ナイト思フ、斯ウ云フ重要ナルコトが含マレテ居ル、之ニドウシテ與黨ハ贊成スルノデアル、即チ議院ノ面目ハ缺ケテ議院ノ立法權ヲ縮小スルノデアリマセヌカ、即チ奏任官ニスルト云フコトハ議院自ラ協賛シテケレバ、今日マデ衆議院貴族院ニ奏任官ヲ拘ヘルコトが出來ナイ、此權利ヲ自ラ抛棄シテ行政權ヲ以テ干渉サシテ——行政權ヲ排斥スルノデアル、即チ議院ノ面目ハ缺ケテ議院ノ立法權ヲ縮小スルノデアリマスカラ、即チ奏任官ニスルト云フコトハ議院自ラ協賛シテケレバ、此一ツノ理由ニ依リマシテ、吾々ノ同僚ニ三十君カラ提出致シマシタコロノ少數意見ニ賛成致シマスガ、與黨ノ諸君モ此問題ハ憲法、議院法ニアッテ、政黨ニ超越シテ居ル問題ニアリマスカラ、議院ノ面目ヲ尊ビ、議院ノ立法權ヲ擴張シ、又議院ノ事務局ニ政府ノ干涉權ヲ入ラセナイト云フ爲ニハ、滿場一致ヲ以テ吾々修正説ニ賛成セラムコトヲ希望スルノデアリマス

○議長（島田三郎君） 横山金太郎君

（横山金太郎君登壇）

○横山金太郎君 唯今松田君ノ申サレマシタ如ク、私ハ單り憲法問題ト言ハズ、總テノ法理問題ハ何時モ感情ト黨派トニ超越シタ問題アルト信シテ居リマス、（「無論」ト呼フ者アリ）此事ハ議院ノ守衛長が判任アルノヲ陞シテ、奏任ニスルト云フコト

ヨリ改正ノ必要が起ツタノデアリマス、即チ之ヲ奏任ニスルト云フコトニ付キマシテハ、是デ此演壇ニ御立チナリマシタ議員諸君ノ御説フ聽イテ見テモ、委員會ノ經過ニ徵シマシテモ、未だ曾テ異論ガノイノデ、堅苦シク言ヒマスレバ上下共ニ熱望等致シテ居ルトコロノ問題アツテ、大キク言ヘバ國論ト言シテモ差支ナインデアル（「ソシナ重大問題ニ非ズ」ト呼フ者アリ）又強メテ言ヘバ國論既ニ是ガ改正ノ必要ヲ認メテ居ル燭頭集肩ノ急ニ追ツテ居ルト申シテモ妨げナイノデアル、素ヨリ凡ツ立法ニ體裁ヲ重ンシナケレバナラヌト云フコトハ、吾々モ同感デアリマス、殊ニ此二王君ガ御提出ニナリマシタ修正案ハ、此體裁ノ點ニ重キヲ置カレテアルノデアリマスカラ、一應道理ノアルモノ、如ク見ラレルノデアリマス、併シ此立法事業ヲ企テルト云フ場合ニハ、少クトモ其主腦目的ガ含ンシテ居ルノデアリテ、徒ニ形式ヲ顧ミルト云フコトニ急ニシテ、目的タル事業ヲ顧ミナカツタナラハ、到底之ヲ遂行スルコトハ出來ナイ、ソレ故ニ吾々ハ形式即チ體裁ニ届シテ精神即チ目的ヲ伸ブルト云フ考ヲ以テ、政府案ニ與スルニ至ラノデアリマス（其爲ニハ手段ヲ擇バナイ）カト呼フ者アリ笑聲起ル是カラ申上ゲマス、三十君ハ論ヲ結バル、ニ當シテ在野黨ノ議員以外ノ人ハ甚ダ腑甲斐がナ、情實ノタメニ云爲左右スルコトニ至ツテハ怪シカラヌ話アルト云フヤウナコトヲ御出シニナリマシタガ、私ガ是カラ申上ゲマスコトハ恐ラク二士君ノ御叱リヲ蒙ルコトニアラウト思ヒマス、幸ヒ其説ヲ述ベテシマフテ然ル後其批評ヲ下シテ貰ヒタイ聞ク所ニ依リマスレバ二士君ノ御出シニナリマシタ修正案ニ酷似シタ案ハ、曩ニ此議院ヲ通過シテ衆議院ニ移送サレタト云フコトデアリマス（笑聲起ル）否是ハ間違ヒマシタ、貴族院ニ移送サレタト云フコトデアリマス、貴族院ノ委員會ノ形勢其他ニ徹シマスト、恐ラク今回ノ此修正案ヲ貴族院ニ迴シマシタナラバ、否決ノ運命ニ接スベキコトハ鏡ニ懸ケテ見ルヨリ明カニナツテ居ルト云フコトデアル（ノーノードコラカ知ッタ）ト呼フ者アリ是が即チニ王君ガ如何ニモ貴族院ノ色眼鏡ヲ見テ、然ル後進退去就ヲ決スルト云フ議員ハ甚ダ宣シクナ、斯ウ云フコトヲ仰シャルノデアリマスガ、私ハ之ニ對シテ一言辯解致シテ見タイト思フノデアリマス（「餘計ナコトヲ言フナ」ト呼フ者アリ）苟モ守衛長ノ判任デアルノヲ陞シテ奏任ニスルト云フコトガ、必要ニシテ且呼フ者アリ）苟モ守衛長ノ判任デアルノヲ陞シテ奏任ニスルト云フコトガ、必要ニシテ且相當テアルト云フ事柄が認メラレテアル以上ハ、一日モ速ニ之ヲ實現セシムルコトガ當然デアツテ、吾々員ニ立法院ニ具ハル者ノ職責テアルト考ヘルノデアリマス（「ソレヲヤルニハ正當ナル方法ニ依ツテヤラナケレバナラヌ」ト呼フ者アリ）徒ニ此面目論ニ聽イテ體裁論ヲ固持致スト云フコトニナリマスレバ、其必必要ナル事柄ヲ遂行スルト云フコトガ出來ナクナル（「議院法が重イカ面目論ガ重イカ」ト呼フ者アリ）御持チナサイ、面目ニ拘ヘルカ拘ハラナカハ是カラ出ル（「ソレナカトコトガ面白ニ拘ヘルカ」ト呼フ者アリ）此面目論ノ見地ヨリ考ヘテモ、決シテ退讓屈辱デハナ、議院法ハ協議會ノ規定ガアルコトハ御承知テアリマセウ、一タビ申ノ議院が可決シテ乙ノ議院ニ迴ハシタ場合ニ、之ニ修正ヲ加ヘテ送付致シタ時分ニハ、一體議院ハ如何ナル態度ヲ執ルノデアリマスカ、多クノ場合ニ於テハ院議尊重スベシトシテ、其乙議院ノ院議ヲ排斥シタコトモアルノデゴザイマセウケレドモ、場合ニ依レバ其議ニ應ジテ所謂妥協ナルモノガ行ハレタルト云フ事柄ハ幾ラモアルノデアリマス、現ニ……（笑聲起ル）

○議長（島田三郎君） 静慮ニ

○横山金太郎君 吾々ガ此民事訴訟法ノ改正案ヲ提ゲテ議場ニ立チマシタ時ニ、一タビ上告致シテ敗棄ニナツタ場合ニ、差戻スベキ裁判所ノコトニ就テ度々其案ヲ出シシタガ、イツモ貴族院ノ沮ム所ニ依テ終ニ目的ヲ遂げナカツタコトガアル、此場合ニ於テ貴族院ノ意図ヲ確メ政府ノ同意ヲ得テ、或ル點ニマテ修正ヲ加ヘテ、辛ウシテ兩院ノ通過

ニ力メタコトガアルノデアル是が本統ニ議員ト致シテスベキ態度デアルト考ル、イシ迄モ此玉トナツテ碎クルモ瓦トナツテ全キヲ耻ヅルト云フ如キコトハ、イツアモ行フベキ所作デナイ（此時演説者ノ口調ヲ真似ル者アリ笑聲起ル）

○議長（島田三郎君） ドナタテス、戯レノ言葉ヲ發シテ居ルノハ（笑聲起ル）

○横山金太郎君 唯名義論ニ勝テ、死スベキ秋ニ死ナカタナラバ死ニ優ル辱ガアルト云フテ早ク死テシマッテハ、決シテ幾多ノ機會ヲ作ルコトモ出來ナケレバ、其機會ハイツデモ敗衄者ノ地位ニ立タナケレバナラヌ、即チ此問題ニ就テモ恰モ甲議院ノ多數ガ乙議院ノ或ル意嚮ヲ察知シテ、是ナラバ成程吾ニガ満腔ノ熱誠ヲ以テ希望ヲ致シテ居ル所ノ案ノ通過ガ出來テ、此改正ニ依テ企テラレテ居ル所ノ或ル事業ノ完成ガ求メラレルト云フ場合ニ於テ、此態度ニ出ルト云フコトハ、寧ロ議員トシテハ先見ノ明アリト誇ルコトハ當リ前デゴザイマセスカ、何モ或人ノ言ハレル如ク衆議院ハ衆議院トシテノ權威ヲ保タナケレバナラヌ、此ノ如キハ甚ダ不見識ノ議リガアルト云フ（如キコトニ至シテハ、斷ジテ私ハ與ミスルコトが出來ヌノデアリマス、殊ニ此憲法ニ御構造ニナリマシタ松田君ヨリ憲法ヲ禦シテ御議論ニナリマシタ、其點ニ付テ吾ニガ即チ此改正案ニ賛成スル理由ノ主タルモノヲチヨット申上ゲテ置キタイ、松田君ノ仰シヤルノハ憲法ノ十條ノ規定ニハ行政各部ノ官制ハ（松田源治君「ソシナ事ハ言ハヌ今日ハ」ト呼フ）專ラ勅令ヲ以テ定メルコトが出來ルケレドモ、其他ノ部分ニ至シテハ少クトモ法律ニ特例ガナケレバナラヌ、喻ヘテ見レハ裁判所構成法ノ如キ、會計検査院法ノ如キ、行政裁判所法ノ如キ、行政命令ヲ以モノ立法部ト致シテ獨立ヲシテ居ル以上ハ、決シテ此勅令ト云フ如キ行政命令ヲ以テ云爲スヘキモノデナイ、併シ此點ニ付テハ議院法ノ十七條ノ三項ニ規定ガアルカラ、此規定ト相俟テ衆議院ノ事務局官制ト云フモノガ實際ニ於テ活躍スルコトニナルノデアル、斯様ナ御趣意ニ私ハ聽取タノナルアル、若シ果シテワレテゴザイマシタナラバ、今回ノ改正モ亦此趣旨ニ則シテ、其改正ノ事業ガ企テラレテアルト云フコトヲ斷言スルニ憚ラスノデアリマス、即チ此十六條ニハ書記官長ト書記官が置クコトが定メタアッテ、其他ノ規定ハ十七條ノ二項ノ規定ノ勤ニ依テ始メテ出テ來ルノデアル、事務局官制ニハ如何ナルコトが書イテアルカト見マスルト、書記官、屬、速記技手、守衛長、守衛番長、是ダケノ職員カ定メテアルノデアリマス、此屬以下ノ人ミト云フモノハ即チ總テ官制ニ依シテ極メラレテアルノデアリマスカラ、此官制ヲ改廢ラスルト云フコトハ、必シモ議院ノ協賛ヲ得ナケレバ、改正が出來ナイト云フ譯テハナインデアル、守衛長ヲ判任トスルト云フ規定ヲ、今回假ニ政府ガ奏任ニスルト云フ規定ニ變ヘマスニ當ツテモ、是ハ即チ勅令ノ勤ニ依シテ改廢スルコトが出來ルノデアッテ、斷ジテ是レ自體が議院法ニ影響ラ及スモノテナインデアリマス、此ノ如クニシテ奏任官ノ守衛長が出來マシタ結果ガ——結果が議院法ノ十七條ノ三項ニ依リマスルト、恰モ此書記官長ニ於テ奏任官アル守衛長ヲ任命スルノ權限ガアルモノ、如ク認メラル、嫌ガアル、ソレ故ニ此條文ヲ改正ヲ致シテ、判任以下ノ職員ト云フコトニ此文字ヲ入ル、ト云フニ過ギナインデアリマス、即チ此

○議長（島田三郎君） 少數アリマス  
〔「大多數」ト呼フ者アリ〕  
○議長（島田三郎君） 討論ハ終シタト認メマス、依テ決ヲ採リマス、其方法ヲ簡略ニ規定ハ十七條ノ二項ノ規定ノ勤ニ依テ始メテ出テ來ルノデアル、事務局官制ニハ如何ナルコトが書イテアルカト見マスルト、書記官長、書記官、屬、速記技手、守衛長、守衛番長、是ダケノ職員カ定メテアルノデアリマス、此屬以下ノ人ミト云フモノハ即チ總テ官制ニ依シテ極メラレテアルノデアリマスカラ、此官制ヲ改廢ラスルト云フコトハ、必シモ議院ノ協賛ヲ得ナケレバ、改正が出來ナイト云フ譯テハナインデアル、守衛長ヲ判任トスルト云フ規定ヲ、今回假ニ政府ガ奏任ニスルト云フ規定ニ變ヘマスニ當ツテモ、是ハ即チ勅令ノ勤ニ依シテ改廢スルコトが出來ルノデアッテ、斷ジテ是レ自體が議院法ニ影響ラ及スモノテナインデアリマス、此ノ如クニシテ奏任官ノ守衛長が出來マシタ結果ガ——結果が議院法ノ十七條ノ三項ニ依リマスルト、恰モ此書記官長ニ於テ奏任官アル守衛長ヲ任命スルノ權限ガアルモノ、如ク認メラル、嫌ガアル、ソレ故ニ此條文ヲ改正ヲ致シテ、判任以下ノ職員ト云フコトニ此文字ヲ入ル、ト云フニ過ギナインデアリマス、即チ此

○議長（島田三郎君） 異議ガアルニ付テ試ニ反對說ヲ採リマス、宜シウゴザイサセテ見テ、成程是ハヤハリ此書記官ト書記官長ト云フモノハ議院法ニ定メラレテアッテ、從來ヨリ官制ニ讓ダアル守衛長ト云フモノガ、今度始メテ奏任ニナツカガ此奏任ニナツカコトハ、既ニ或高等官官等俸給令ト云フモノデアリマシテ、此高等官官等俸給令ノ規定ニ依ルト、奏任官任命ノ方法ト云フモノガ一般的ニ定メラレテアルノデアリマスカラ、是ニ依シテ政府ガ任命ヲスレバ事ハ足リノデアッテ、政府ノ事業トシテ唯々十七條ノ二項ニ於テ、恰モ書記官長ガ奏任官ヲ任命スルト云フ觀ラ備ヘテ居ル、此條文ノ

撤去ラ圓レバソレテ宜シイノデアリマス、即チ此意味ニ於テ今回ノ改正ト云フモノガ企テラレテアルノデアリマスカラ、松田君ノ仰シヤル所ハ一應御尤ノ如クアリマスケレドモ、苟モデスナ、官制ニ於テ守衛長ト云フモノが始メテ出テ來テ、此守衛長ヲ奏任ニスルトカ判任ニスルトカ云フコトハ、必ズシモ議院法ニ於テ豫メ制限ガ加ヘラレテアルモノトハ断シテ見ラレナイノデアリマスカラ、ソレ故ニ此官制ヲ改正ヲスルト云フコトハ、政府ノ私ハ自由ニアルト考ヘテ居ル、要スルニ約メテ申シマスルト、此ノ如クニ改正ヲ致シテ置キマスト、寧ロ此將來ニ於テ何方デアリマシタカ、或奏任官ヲ狩ヘルコトガ云タト云フヤウナ言葉ガアリマシタガ、勿論是モ議院法ノ十七條ニ於テ書記官長並書記官以外ノ必要ナル職員ハ、此議院法が認メテ居ルト云フコトニ前提ガ定メラレテアレバ、幾人殖ヤシマセウコトが出來ヌノデアリマス、殊ニ此憲法ニ御構造ニナリマシタ松田君ヨリ憲法ヲ禦シテ御議論ニナリマシタ、其點ニ付テ吾ニガ即チ此改正案ニ賛成スル理由ノ主タルモノヲチヨット申上ゲテ置キタイ、松田君ノ仰シヤルノハ憲法ノ十條ノ規定ニハ行政各部ノ官制ハ（松田源治君「ソシナ事ハ言ハヌ今日ハ」ト呼フ）專ラ勅令ヲ以テ定メルコトが出來ルケレドモ、其他ノ部分ニ至シテハ少クトモ法律ニ特例ガナケレバナラヌ、喻ヘテ見レハ裁判所構成法ノ如キ、會計検査院法ノ如キ、行政裁判所法ノ如キ、行政命令ヲ以モノ立法部ト致シテ獨立ヲシテ居ル以上ハ、決シテ此勅令ト云フ如キ行政命令ヲ以テ云爲スヘキモノデナイ、併シ此點ニ付テハ議院法ノ十七條ノ三項ニ規定ガアルカラ、此規定ト相俟テ衆議院ノ事務局官制ト云フモノガ實際ニ於テ活躍スルコトニナルノデアル、斯様ナ御趣意ニ私ハ聽取タノナルアル、若シ果シテワレテゴザイマシタナラバ、今回ノ改正モ亦此趣旨ニ則シテ、其改正ノ事業ガ企テラレテアルト云フコトヲ断言スルニ憚ラスノデアリマスカラ、松田君ノ言ハレル所ヲ考ヘマスト、成ルベクタケ法制ヲ統一スルト云フ意味ニ於テ、コチラノ方面ニ近寄ラシメタイト云フ御希望ハ御尤デアリマスケレドモ、其御議論ハ所謂體裁論ト相俟テ今日ノ場合ニ於テ形ノミヲ食レテハ生キテ居ラレヌ、ドウシニ出シテ參リマセスケレバ、斷ジテ主義方針ニ於テ私ハ一貫シナイト思フ、斯様ナ譯柄ニアリマスカラ、松田君ノ言ハレル所ヲ考ヘマスト、成ルベクタケ法制ヲ統一スルト云フ御御モ其精神ヲ取ラケレバ吾ニ企テ、居ル、否此議院全體ガ希望ヲ致シテ居ルトコロモ改正事業ノ遂行が出來ナイト云フ場合ニ到著致シテ居ルノデアリマスカラ、多少此點ニ於テ犠牲ヲ拂ツテ——所謂松田君ノ議論ハ五十步百歩デアリマスガ、犠牲ヲ拂ツテモヨリ多クノ改善ヲ施スト云フコトハ、國務ニ參與シテ居ル者ノ心得トシテ常ニ服膺スベキコト、信ズルノデアリマス、是ダケヲ以テ賛成ノ理由ト致シマス

〔「採決々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（島田三郎君） 討論ハ終シタト認メマス、依テ決ヲ採リマス、其方法ヲ簡略ニ申シマス、修正案即チ少數者ノ意見ヲ採決致シマス、是ガ成立チマスレバツニ決シマス、若シ、成立チマセスケレバ委員長報告ニ付テ決ヲ採リマス、修正案ニ同意ノ方ハ起立ヲ請ヒマス

### 起立者 少數

○議長（島田三郎君） 少數アリマス  
〔「大多數」ト呼フ者アリ〕

○議長（島田三郎君） 修正案ハ否決シマシタ、委員長報告ニ……

〔「異議アリ異議アリ」ト呼フ者アリ〕

○議長（島田三郎君） 異議ガアリマスカ、異議ガアレバ定規ノ賛成ガアレバ決ヲ採リマス

〔「贊成々々」無益々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（島田三郎君） 異議ガアルニ付テ試ニ反對說ヲ採リマス、宜シウゴザイサセテ見テ、成程是ハヤハリ此書記官ト書記官長ト云フモノハ議院法ニ定メラレテアッテ、從來ヨリ官制ニ讓ダアル守衛長ト云フモノガ、今度始メテ奏任ニナツカガ此奏任ニナツカコトハ、既ニ或高等官官等俸給令ト云フモノデアリマシテ、此高等官官等俸給令ノ規定ニ依ルト、奏任官任命ノ方法ト云フモノガ一般的ニ定メラレテアルノデアリマスカラ、是ニ依シテ政府ガ任命ヲスレバ事ハ足リノデアッテ、政府ノ事業トシテ唯々十七條ノ二項ニ於テ、恰モ書記官長ガ奏任官ヲ任命スルト云フ觀ラ備ヘテ居ル、此條文ノ

〔「點呼々々」反對說ヲ採ルベシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（島田三郎君） 氏名點呼ラシマスカ

〔無用々々「ト呼フ者アリ」〕  
○議長(島田三郎君) 議長ハ試ニ反對説ヲ採リマス、委員長報告ニ御同意ノ方ハ起立ヲ請ヒマス

起立者

多數

〔多數又少數「ト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 多數アリマス、委員長ノ報告ニ決シマシタ(拍手起ル)

○福田又一君 第三讀會ヲ省略致シマシテ、委員長ノ報告通り可決確定セラレムコトヲ望ミマス

〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 多數アリマス、委員長ノ報告通り可決確定セラレムカ

〔異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(島田三郎君) 然ラバ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可決確定致シマ

シタ、日程第四、砂糖消費稅法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告、柵瀬軍之佐君

#### 第四 砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)

##### 第一讀會ノ續(委員長)

(柵瀬軍之佐君登壇)

(拍手起ル)

○柵瀬軍之佐君 砂糖消費稅法中改正法律案ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、本改正案ハ御承知ノ通リニ箇ノ趣旨ヨリ成立シテ居リマス、第一ハ現行法ニ依リマスレバ外國ニ輸出スルトコロノ砂糖ニ對シマシテモ、其色素相當ノ消費稅引當擔保ヲ取シテ居ツタノアリマスガ、是ハ從來ノ實驗ニ依リマシテ最早其必要ヲ認メナイカラ、今後ハ此引當擔保ハ取ラナイト云フコトガ一ツアリマス、第一ハ食用ニ供セザルトコロノ糖蜜、之ニ對シテハヤハリ稅ヲ取ラナイ、現行法ニ依リマスレバ其用途ノ如何ヲ問ハズ、悉ク課稅ヲ致シテ參ッタノアリマスガ、今後ハ食用以外ニ應用セラレタル糖蜜ニ對シテハ稅ヲ取ラナイ、是が第一ニアリマス、第二ハ一旦課稅濟ノ砂糖ヨリ精製致シタルトコロノ糖精ニ對シテハ稅ヲ取ラナイ、此三ツアリマスルノデ、委員會ハ慎重審議ヲ致サレマシテ大體ニ於テ政府ノ此提出サレマシタ改正案ハ、機宜ニ適シタルモノニアルト云フコトアリマシタケレドモ、唯第五條ノ中ニ既ニ原則トシテ外國ニ輸出スルモノニ對シテハ稅ヲ取ラナイ拘ラズ、六箇月以内ニ其輸出先ノ陸揚證明ヲ持テ來ナイモノニ對シテヤハリ稅ヲ取ル、内地消費稅同様ノ稅ヲ取ル、斯ウ云フコトノ規定ガアリスルノデ、本法制定ノ當時ハ砂糖ノ供給部面ハ先づ遠クテ印度、大體東洋方面ダケニナツテ居リマシタガ、現今ハ販賣區域が極メテ擴大サレマシテ、南米各國、濠洲尙印度ヲ越ヘマシテ遠ク大陸地方ニマデモ及パンツル狀況アリマスルノデ、六箇月以内ニ陸揚證明ヲ取ルト云フコトハ少シ短キニ失スル、故ニ之ヲモット延長スルコトガ相當ナハナイカト云フ御議論ガアリマシテ、政府セ其意見ヲ尤モアルト諒トサレテ、而シテ政府委員ヨリ此希望主張ニ對シテ一ノ聲明ヲ致サレマシタ六箇月以内ニ陸揚證明ヲ提出シ能ハザル事情アリト認メタル場合ニ於テハ右陸揚證明ヲ提出セザルコトヲ得「ト云フコトノ意味ニ、府ノ其聲明ニ確信ヲ置キマシテ、暫ク其處置ニ一任スルト云フコトヲ以テ満足致シマシタ、ソレカラ可否ノ採決ヲ致ス前ニ於テ委員長澤倉吉君ヨリ一ノ希望條件が提出ヲ致サレマシタ、其希望條件ハ砂糖消費稅ノ稅源ヲ侵害スルノ虞アル製品ニ對シテハ、相當

ノ課稅方法ニ付キ考慮セラレムコトヲ望ム、此希望條件ヲ提出セラレマスルト共ニ、澤君ハ其理由トシテ斯様ナコトヲ陳述サレマシタ、今ヤ此飴ノ生産——各府縣ニ於ケル所ノ飴ノ生産高ハ非常ナル勢ヲ以テ増加シテ居ル、現今豫想テハアリマスルケレドモ、想フニ一億万斤ニ近イモノアラウト思フ、之ヲ百斤換入ノモノニ換算ラ致シマスルト、百万樽、斯様ニ此飴ノ生産が劇増ヲ致シテ參リ、今後尙此生産高が増加セムトスル傾向ニ對シテハ、即チ一面ニ於テ砂糖ノ消費區域ヲ侵害スルモノデアル、モウ一ツ言ヒ換ヘマスルト、國家有要ノ財源アル所ノ稅源ヲ侵害スルノデアル、故ニ此稅源ヲ涵養シ或ハ保護シ或ハ維持スル上ニ於テ斯様ナ製品ニ對シテハ、相當ノ課稅ヲ爲スト云フコトヲ二郎君ヨリ希望條件が提出致サレマシタ、ソレハ砂糖ノ消費稅引當擔保トシテ稅務署ニ提供致シ置ク所ノ此擔保ヲ、各稅務署ニ共通スルト云フコトヲ貴ヒタイト云フコトニアリマス、政府委員ハ總テ委員會ノ此主張意見ヲ尊重シテ、出來得ル限り其希望ニ副フベク努メルト云フコトアリマシテ、其結果全會一致ヲ以テ本案ヲ可決致シマシタ、御報告致シマス(拍手起ル)

○福田又一君 本案ニ對シマシテハ一讀會ヲ開クコト、直ニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定アラムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 「贊成々々「ト呼フ者アリ」」

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ「ト呼フ者アリ」」

○議長(島田三郎君) 然ラバ直ニ第二讀會ヲ開キマス

○議長(島田三郎君) 砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 委員長報告ノ通り可決確定スルコトニ御異議アリマセヌカ

○議長(島田三郎君) 「異議ナシ異議ナシ「ト呼フ者アリ」」

○議長(島田三郎君) 委員長報告ノ通り可決確定シマシタ、日程第五、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、相島勘次郎君

○議長(島田三郎君) 砂糖消費稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 委員長報告ノ通り可決確定シマシタ、日程第五、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、相島勘次郎君

○議長(島田三郎君) 砂糖消費稅法中改正法律案(高木益太郎君外一名提出)

第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案

第一讀會

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

第一讀會

第八條第一號中「年齡滿二十五年以上ノ者」ヲ「年齡滿二十年以上ノ者」ニ改ム

同條第三號中「選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租十圓以上又ハ滿二

年以上地租以外ノ直接國稅十圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國稅ヲ通シテ十圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者」ヲ選舉人名簿調製ノ期日前滿一年以

上直接國稅五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者」ニ改ム

同條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四 府縣立師範學校、中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同

等以上ト認メタル學校又ハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律

學、政治學、理財學ヲ教授スル私立學校ヲ卒業セル者

第十條中「年齡滿三十年以上ノ者」ヲ「年齡滿二十五年以上ノ者」ニ改ム

第十八條第四項中「及納稅地」ヲ「納稅地及學歷」ニ改ム

〔一〇〕

第十九條ノ二 選舉人第八條第四號ニ該當スルトキハ選舉人名簿調製ノ期日滿一箇年前ニ其ノ證憑ヲ具ヘテ其ノ住所地ノ市町村長ニ届出ツヘシ其ノ期日迄ニ届出ヲ爲ササルトキハ選舉權ヲ有セス

別表中左ノ如ク改ム

京都市 伊豆七島トモ  
東京都

兵庫県 神奈川県 大阪府 京都府  
長崎縣 姫路縣 横須賀縣 堺大津郡  
佐賀縣 新潟縣 対馬縣 長崎縣  
佐賀縣 長崎縣 路戶縣 阪府  
新潟縣 洞瀬縣 世保縣 濱縣  
群馬縣 高崎縣 佐賀縣 長崎縣  
前橋縣 馬頭縣 長崎縣 佐賀縣  
木原縣 木賀縣 佐賀縣 長崎縣  
三重縣 都縣 岐阜縣 岐阜縣 佐賀縣  
津重縣 郡都縣 郡縣 郡縣 郡縣

市	部市	市	渡部	市	市	馬部	市	市	部市	市										
一	七一	七一	十一	十一	一一	一六	一	一	十一	三	五一	三	七一	十	五四	八	十五	人	人	人
人	八八	八八八	八八	八八八																

福岡縣 爰媛縣 廣島縣 青森縣 巖手縣 福島縣 長野縣 岐阜縣 靜岡縣 豊名縣 愛知縣 郡治山田市  
小門郡 久福郡 松岡郡 吳尾郡 廣島郡 青弘郡 盛岡郡 福若郡 長野郡 岐阜郡 濱靜岡郡 豊名郡 愛知縣 郡治山田市  
留岡縣 山縣 道島縣 森前縣 岡縣 島松縣 本野縣 阜縣 松岡縣 橋屋縣  
倉司米

市	市	市	市	部市	市	部市	市	部市	市	部市	市	部市	市	部市	市	部市	市	部市	市
一一	一一	八一	一一	五一	一	六一	九一	一一	八一	一一	十一	一	十三	七一	一一	一	八八八	八八八	
人	八八八	八八	八八八	八八八	八八	八八八													

若郡	松市部	一一人
大分郡	大分縣	一一八人
熊本郡	熊本縣	一九八人
鹿兒島縣	鹿兒島市部	六八八人
北海道廳	北海道區	一八八人
札幌市	札幌區	一八八人
函館市	函館區	一八八人
旭川市	旭川區	一八八人
上川、空知、室蘭、 浦河各支廳管內	上川、空知、室蘭、 浦河各支廳管內	一八八人
函館、檜山、後志 各支廳管內	函館、檜山、後志 各支廳管內	一八八人
根室、釧路、河西、 網走各支廳管內	根室、釧路、河西、 網走各支廳管內	一八八人
(根室支廳管内千島ニ屬スル諸郡ヲ除ク)	(根室支廳管内千島ニ屬スル諸郡ヲ除ク)	一八八人
那鄉部	首里區トモ	三八人
(相島勸次郎君登壇)	(相島勸次郎君登壇)	一一人
(拍手起立)		

○相島勸次郎君 私ヨリ本案提出ノ理由ヲ説明致シマスル、此議案ハ今年初メテ出  
タノデヘアリマセヌノデ、數回此議場ニ説明ヲ申上ゲルノデアリマスルガ、何時モ此議案  
ノ重大デアルニ拘ハラズ日程ニ上ル時分ニハ、必ズ其日ノ最後ノ案トシテ所謂打出シ案  
ニ必ズ出タノデアリマスルガ、今回ニ限テ政府案ノ一讀會——委員長報告ノアル議案  
ノ後ニ第一ニ上程サレタト云フコトハ、私ハ洵ニ從來ノ議長ニ類ノ無イヤリ方デアツテ  
此點ニ於キマシテハ私ハ現議長ガ如何ニ斯ウ云フ問題ニ就テ、御熱心且進歩サレタ御方  
デアルカト云フコトヲ感謝モ致シマスルシ、又之ヲ諸君ノ前ニ聲明モシテ見タイト思フノテ  
アリマスル。吾ミ共ハ毎度申シマスル通り、斯ウ云フ風ナ制限選舉法ノ議案ヲ出シマス  
ケレドモ、吾ミノ理想ヲ申シマスレバ、吾ミハ普通選舉ノ考ヲ持テ居ルノデアリマス、吾ミ  
ノ理想ハ普通選舉ノ此學理的論議ニ付マシテハ、今私ガ説明スル必要モアリマセヌケレドモ、要スルニ普通選舉ト云フモノニ依ラナケレバ、今日ノヤウナ  
此階級政治ヲ打破スルコトハドウシテモ出來マセヌ、又普通選舉ニ於テ非常ニ澤山ニ  
選舉權ヲ有スル者ガ出來タナラバ、今日ノヤウナ忌ハシイ所謂買收ト云フヤウナコトハ、

必らず行ハレルコトが出來ナクナルダラウト私ハ思ヒマスル、又政治思想ヲ周ク普及セ  
ルト云フコトハ、丁度吾ミ國民ガ所謂皆兵主義ニ依テ、如何ナル平民ノ子モ必ス兵  
ニ出テ生命ヲ國家ノ爲ニ捧ゲルト云フ此制度ガ出來タコトニ依テ、吾ミノ愛國心ガ遺  
憾ナク發揮サレタル如ク、苟モ國ノ御厄介ニナッテ居ルトカ、或ハ法律規則ニ依テ、或  
缺點ノアルモノニアイ丁年以上上ノ男子ガ選舉權ヲ持ツト云フコトハ、必ズ此政治的ニ於  
テ吾ミノ愛國心ト云フモノヲ必ス遺憾ナク發揮セシムルトコロノ最良手段ニアリマシテ、  
此普通選舉ノ理法ニ依テ非常ニ澤山ノ人ニ選舉權ヲ與ヘルト云フコトナケレバ、本  
當ノ愛國心ノ發揮ト云フコトハ私ヘ見ラレナイト思フテ居リマス、斯ウ云フ理由カラ致シ  
マシテ、私共ハ普通選舉ヲ主張スルノデアリマスケレドモ、併ナガラ今直ニサウ云フコトヲ  
申シマシテハ、必ズ賛成ヲ得ナイコトト思ヒマスカラシテ、私共ハ漸進主義ヲ執リマシ  
テ、段々ニ改革ヲシテ行キタイト思フナデアリマス、元來此普通選舉ト云フコトハ一十七  
議會、此時ニ衆議院ヲ通過シテ居ルノデアル、サウシテ之ヲ貴族院ニ持ツテ參リマスト云  
フト、當時ノ貴族院ニ於テ穗積八束先生ニアリマシタラウト私ハ考ヘテ居ル、此人が非  
常ニ此普通選舉ト云フコトヲ厭ガリマシテ、將來斯ノ如キ議案ト云フモノハ決シテ貴  
族院ノ門戸ヲ入レテハナラヌト云フヤウナコトヲ論斷シタノデアリマシタ、是ニ於テ吾ミハ  
第三十議會、此時分ニ此議案ヲ出シタ時分ニ、當時吾ミノ同黨員ニアリマシタ今日ノ  
司法省副參政官關和知君ガ、此壇ニ立チマシテ、溫厚ナル關和知君ガ其時ドウ云フ言  
葉ヲ用井タカト云フト、關和知君ハ平素ニ於テハ溫厚ナル長者デアルケレドモ、此選舉權ニ  
付テ普通選舉ガ貴族院ニ於テ破ラレタト云フコトハ、所謂謹厚ナル者尙斯ノ如キカノ  
慨ヲ以テ、關君ハスウ云フコトヲ言テ居ル、一種ノ固陋ナル闊族政治家、官僚政治  
家、而シテ曲學阿世ノ學者ニ於テ云ナタト云フコトヲ申シテ居ルノデアル、其外モト激烈ナ  
コトヲ申シテ、サウシテ普通選舉ガ貴族院ニ於テ拒絶サレタト云フコトヲ非常ニ憤慨サレタ  
ノデアリマス、ソレカラ又一般ノ人モ普通選舉ヲ非常ニ厭ガルノデアル、ナゼ之ヲ厭ガルカ  
ト云フト、是ハ佛國革命ノ時分カラシテ、斯ウ云フ論議が湧イテ居タルカラシテ、此普通  
選舉ヲヤレハ必ズ何カ危險思想デモ起ルカノヤウニ、大層之ヲ驚クノデアルケレドモ、今ノ  
學者ハ普通選舉ト云フモノハ、危險思想ヲ防グ所ノ安全瓣デアルシテ學者ハ認メテ  
居ルノデアリマシテ、今日テハ少シモ危險ナコトモ何デモナインノデアリマス、此普通選舉ト  
云フコトニ付テハ、誰デモ恐レテ居リマシテ、大隈伯ニヤウナ實ニ此大膽ニ物ヲ放言スル  
所ノ方デモ、此ノ普通選舉ト云フコトダケハ、大層驚イテ居テ、雑誌記者ナドガ訪ネテ  
行クト云フト、選舉法ノ改正モ宜シケレドモ、普通選舉ト云フコトダケハ說クナヨト云フ  
コトヲ能ク演説シテ居ルト云フコトヲ吾ミガ聽イテ居ル、大隈伯ニシテ尙斯ノ如シ、況シ  
ヤ此頃不靈ナル人達ガ、普通選舉ヲ厭ガルコトハ殆ド想像スルニ餘リアルノデアリマス  
ル、併ナガラ普通選舉ト云フコトハ、怖イモノデハナイ、所謂危險思想ノ安全瓣デアルビ  
スマーグノヤウナ所謂鐵血宰相デアツタケレドモ、アノ人ハ死ヌマデモ選舉ト云フモノハ、  
普通選舉ナケレバ、イカヌト云フコトヲ言ウテ居ツクノデアリマス、殊ニ普通選舉ガ怖ク  
ナイト云フコトハ、日本ハ一院ノ國デハナイ上下兩院ガアル、貴族院ト云フモノガアリマ  
シテ、衆議院ノ議論ガ直ニ國ノ法律トナクテ行ハレルノデハゴザイマセヌ、貴族院ト云フモ  
ノガ一ツ此衆議院ニ對立ヲ致シテ、儼然トシテ立チテ居ラテ、サウシテ衆議院ノ議論デモ  
は、是ハ穩當デナイトカ、或ハ自分達ノ議論ニ合ハナイモノハ修正モスルシ、反對モスルノデ  
アルカラ、決シテ此衆議院ノ議論ガ直ニ國ノ法律トナクテ行ハレルノデハゴザイマセヌ、ソレ故ニ一方ニ於  
テハ成ベク廣ク選舉權ヲ與ヘテ、サウシテ衆議院ト云フモノハ全ク民論ノ府ト致シテ置  
イテモ少シモ差支ハナイ、若モ是ガ日本ノヤウデナク、貴族院ト云フモノノ權力ガ洵ニ強イ

トコロノ英國アルトカ云フノナラバ、普通選舉ハ非常ニ危險デアルカモ知レマセヌケレドモ、日本ノヤウニ貴族院モアリ又樞密院モアツテ、此國論ヲ矯正シテ行ク所ノ國ニ於テハ、決シテ普通選舉ハ怖イコトハナインアリマス、現ニ今日ニ於テモ還元問題、斯ウ云フコトニ付マシテハ此衆議院ト云フモノが手モナク通過シテ居ルノデアルケレドモ、貴族院ニ於テハドウテアリマスカ、今ヤ内閣ハ此問題ノ爲ニ瓦解スルカモ知レナイト言ハレテ居ルデハアリマセヌカ、サウ云フ風ニ貴族院ト云フモノガアリマシテ、民論が直ニ行ハル、コトが出来ナイヤウニナシテ居ル國ニアシテハ、却テ選舉權ハ普通選舉ニシタ方が利益ガアルノデアル、又選舉權ヲ持テ居ル人が非常ニ少ナイ爲ニ、イロ／＼ノコトが起シタ例シハ澤山ニアル、現ニ丸龜市ノ如キハ人口ハ三万以上今日ハ無ノデアル、二万六千幾ラ外ナイノデアル、サウ云フ風ニ人口モ少ナイ選舉權モ少ナカラシテ今回ノ議員買收デアルトカ、選舉干涉デアルトカ云フ、其根本ガアノ丸龜市ノヤウナ處カラ胚胎シタコトハ何デアルカト言ヘバ、是ハ選舉權ガ少ナイ爲ニ斯ウ云フコトが出来タノデアリマス、若モ有權者ガ多數デアツタナラバ、恐ラクハ斯ウ云フ忌ハシイ憲政上ニ汚點ヲ打ツヤウナ問題ハ起テナカッタ私ハ思ヒマス、サウ云フ關係カラシテ私共ハ普通選舉ヲ主張スル者デアリマス、其事ヲ私ハ此演壇ニ於テ斷言致シマスケレドモ、私共ノ今回出シタノハサウ云フ理論ヲ其儘ニ用井ヤウトスルノアリマセス、漸進主義ヲ執ツテ居ル、唯年齢ヲ今日ノ年齢ヨリハ若クスル、或ハ財產ノ制限ヲ低下シテ今日ハ十圓トアルモノヲ直接國稅五圓ニ改メル、又智識階級ヲ加ハルト云フコトノ此二點ガ、私共ノ出シマシタ議案ノ主ナル點デゴザリマス、選舉權ヲ擴張スルト云フコトニ付テハ、イロ／＼說ヲ爲ス者ガアリマスケレドモ、大隈伯ハ賞テ或ル雜誌記者ニ談ツテ、斯ウ云フコトヲ仰シャタニ居リマス、與ヘナクテナラヌモノハ何トシテモ與ヘナケレバナラヌノアル、弊害ヲ除ク方法ナドハ其上テ講ズレバ澤山デアルト、斯ウ云フノデアル、與ヘナクテナラニモノハダウセ與ヘナクチヤナラヌノアルカラシテ、與ヘルタケハ與ヘテ置イテ、サウシテ其處ニ弊害ガアルナラバ、弊害ハ後アサウ云フ弊害ヲ防ケ方法ヲ講ズレバソレデ宜シイノデアツテ、サウ云フコトニ愚圖々シテ居ツテハナラヌト仰シャツテ居リマス、是ハ實ニ名論デアリマス、ソレデアルカラ伯ノ内閣ハ、内閣組織ニ當リマシテ政綱ニモ選舉權擴張、選舉界ノ廓清ト云フヤウナコトヲ宣言サレタノデゴザイマセウ、然ルニ大隈伯ノ内閣ガ斯ウ云フコトヲ仰シャツテ、ソレカラ斯ウ云フ政綱ヲ發表シタ所ノ大隈内閣ガ、今日ニ至シテ選舉法ノ調査委員會ヲ開クト云フヤウナコトハ何デアルカ、調査モ何ニモ要ラナイ、與ヘルモノハ與ヘナケレバナラヌト云フコトハ伯爵ガ常ニ言ツテ居ル言葉デアル、然ルニ今ニナシテ調査會ヲ開イテ、サウシテ其調査ノ結果ニ待ツテ擴張ヲスルナント云フコトハ何タルコトデアリマスカ、私ハ其無責任ヲ憤り且ツ笑ハザルヲ得ナインアリマス、諸君モ御存知ノ通リ今日ハ何處ノ國ニ參ト云フヤウナコトハ何デアルカ、調査モ何ニモ要ラナイ、與ヘルモノハ與ヘナケレバナラヌト云フヤウナコトハ伯爵ガ常ニ言ツテ居ル言葉デアル、然ルニ今ニナシテ調査會ヲ開イテ、サウシテ其調査ノ結果ニ待ツテ擴張ヲスルナント云フコトハ何タルコトデアリマスカ、私ハ其無責

者アリ)又私共ハ十圓ノ制限ヲ五圓ニ下ゲヤウトスルノアリマスルガ、是ハ丁度十二議會ノ「簡単タ」ト呼フ者アリ)簡單ヲ希望スル方ハ聽カズニ議場ヲ出テ行ケバ宜シノデス、是ハ重大ナル議案デアリマス(ヤルベシヤルベシ)ト呼フ者アリ)決シテ唯一局部ノ利害、若クハ其時限リノ問題デハナイ(ヤルベシヤルベシ)ト呼フ者アリ)凡ソ立憲國トシテ是ダケ重だナル問題ハアリマセス、今日國民ノ要求ハ何ガ一番切實デアルカト云ヘバ選舉權ノ要求デアル吾ミハ之ヲ代表シテ居ルノデアリマス、此重大ナル議案ヲ議スルニ當ツテ簡単ニシロトカ何トカ云フナラバ、サウ云フ方ハオトナシク此議場ヲ去ルコトが宜シト私ハ思ヒマス、ソレカラ此五圓ニ下ゲタト云フコトニ就テハ伊藤内閣ノ時分ニモ、所謂十一議會ノ時分ニ出シタ時モ、地租ハ五圓、營業稅所得稅ハニ圓トナツテ居リマス、其後十二議會十四議會ニ於テ山縣内閣ニ於テモ此現行法律ヲ出シタ時分ニモ五圓トナツテ居ツタケレドモ、貴族院ノ反對ガアリマシタカラシテ、時ノ内閣ハ之ヲ容レテ十圓ニシタノデアリシテ、此五圓說ト云フモノハ必ズシモ今私共ガ新ニ發明シタノデハナイ、長イ歴史ノアルモノデアリマスカラ、此五圓ト云フコトニシタノデアリマス、ソレカラ私共ガ第一ニ主張スルノハ智識階級ヲ有權者ニ入レルト云フコトデアリマシタ、智識階級ニハ財產上ノ規定ナシト雖モ、選舉權ヲ與ヘルト云フコトニ付キマシテハ隨分議論ガゴザリマス、議論ガアリマシテモ私共ハ之ニ付テハ非常ナル熱心ヲ持ツテ居リマス、若シ今日此智識階級、所謂中等教育ヲ受ケタル人ニ選舉權ヲ與ヘテ、ソレデモ尙且此日本ノ代議政體ト云フモノハ今日ノ如ク腐敗シ、今日ノ如ク不進歩デアルナラバ、日本ハモウソレデハイケナインアリマス、モウ日本本統ニ發達スルカシナカモ之ニ由ツテ極ルノデアリマス、若シ本統ニ健全ナル智識階級ノ人達ニ選舉權ヲ與ヘテ、ソレデモ——ソレデモ何デモ此選舉ト云フモノハ今日ノヤウニ腐敗ヲシテ居ル、今日ノヤウニ買收が行ハルト云フコトデアツテバ、モウ日本ノ國ハ何トカシナケレバナラヌノアリマス(拍手起ル)ソレ故ニ何ト云フ理窟ガアリマシテモ、此智識階級ニ選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、之ヲシテ見ナケレバ、本統ニ日本ノ國ト云フモノハ、駿々シテ發達スベキモノデアルカ、代議政體ト云フモノハ日本ノ國ニハ不適當ナルモノデアルカ、實ニ是レハサウ云フコトノ岐レ目ニアツテ、重大ナル事ニアリマス、私共ハドウシテモ此智識階級ニ今日ノ有權者ノ中ニ加ヘタインアツテ、丁度是ハ酒ガ腐レカカツテ居ル中ヘ「サルチル」酸ヲ打込マウスルノデアリマシテ、「サルチル」酸ヲ打込シモ尙且酒ガ腐ルト云フコトデアレモウドウシテモ仕方ガナイ、飲ムコトが出來ナインアリマスカラ、私共ハ此「サルチル」酸ヲ打込ムト云フコトニ就テ熱ルヲ持ツモノニアリマス、此智識階級ニ選舉權ヲ與ヘテアツタナラバ、假令今回ノ如キ選舉干涉ガゴザリマシテモ、アノ前橋市ニ行レタト云フヤウナ有權者ノ數ヨリモ運動者ノ數ガ多カツタト云フヤウナ馬鹿ナ事が行レル譯ハナインアツテアル、又金澤市ニ行レタルヤウニ規則ニハチヤント西ノ内「ホドムラ」ト明カニ書イテアルノニ、ソレガ裁判沙汰ニナツテ、サウシテアレハ類例ヲ示シタモノニアルト云フヤウナ馬鹿ナ裁判ガ起ル譯ハナインアツテアル、斯ウ云フ風ニ吾ミガ聞クモ忌ハシキ法律ヲ曲解スルカ、實ニ此士君子トシテ爲スベカラザルヤウナコトガ往々ニシテ行レルト云フコトモ、是ハ智識階級ニ選舉權ガ分タレテ居ラナカラシテ、日本ノ國論ガ本統ニ立派ニ映ヅテ來ナインアツテアル、或ル特定ノ人ガ持ツテ居ツテ、サウシテアレハ類例ヲ示シタモノニアルト云フコトハ非常ニムツカシクナツテ居ルヤウナ結果トシテ、サウシテアレハシキ法毎年々々ノ選舉ニ憤レテ居ツテ選舉ニ於テ腐敗ヲスルト云フコトハ、少シモ彼等ハ何トモ思テ居ラヌノアツル、然ルヲ今ノ選舉界ハドウデアルカラカト云フト、此民法上ノ隠居ラスルモ早ク此擴張ヲ圖ラナケレバナラナイ、ソレカラ又毎度申スコトデアリマスルガ、英國デハ百人ノ中テ十七人ナニガシノ議員ヲ出シテ居ル、佛蘭西デハ百人ニ付テ一十七人出シテ居ル、獨逸デサヘモ百人ニ付テ二十一人以上出シテ居ル、日本ハドウデアルカ、百人ニ付テ一人ナニガシト云フ比例ニナツテ居ルノアツル、是レデハ代議政體ヲ布イテモ全ク唯階級ノ——或ル階級ノ人ノ政治デアツテ、是ハ日本ノ政治トハ殆ド言ハレナイト言シテモ

此老人先生が出来て來ルノアル、此老人先生ハ新智識ガアルモノハアリマセヌ、又相続税ノ關係テ子供ニ世ヲ渡セハ稅ヲ納メナケレバナラムト云フヤウナコトデ、若イ人が本統ニ實際ノ實務ハシテ居ルノデアリマスケレドモ、其人ニ世ヲ渡サナイカラシテ、イツモ選舉ト云フ時分ニ必ず爺サンが出来て選舉ヲスルト云フヤウナ結果トシテ、本統ノ選舉が行ハレナインデゴザイマス、ソレカラ若イ智識アル人、智識ハ駁々トシテ進ンテ居ルノデアリマスガ、此智識アル人ニ選舉權ヲ與ヘナイト云フアト、其結果ハ實ニ恐ルベキモノガザイマス、ツマリ大限伯ナドハ實ニ大言壯語ヲナサル政治家デゴザイマスガ、此人ハ初メカラ選舉權バ無イノアル、選舉權ガ無クテ、サウシテ政治ヲ長イ間ヤッタカラアンナ方ニナシテノアル、選舉權ハ無イ人ニアッテ、智識ノアル程危險ナコトハアリマセヌ、ドウシモ智識アル人ニ選舉權ヲ與ヘルヤウニシナケレバ、本統ノ政治ハ行ハレテ來ナインデアリマス、或ハ此大選舉區ヘドウデアルトカ、小選舉區ガドウデアルトカ、或ハ投票取締ノ方法ガドウアルトカ云フヤウナコトニシタナラバ、必ズ此責任ヲ誰モ感ズルノデアル、政治ハ或ル某ガヤニテ居テ、吾ニ國民ハ相關セビト云フ氣風ノアルノハ何ノタメカト言ハバ、之ヲ今日最モ進歩シタル智識階級ニ向シテ選舉權ヲ與ヘナタメアルト吾ミハ斷言スルノデアリマス、ソレ故ニ此事ダケヘドウシテモヤシテ見タイ、政府ガ唯モ丁年ノ男子が國ノタメニ兵隊ニアルト云フヤウナコトニシタナラバ、必ズ此責任ヲ誰モ感ズルノデアル、政治ハ或ル某ガヤニテ居テ、吾ニ國民ハ相關セビト云フ氣風ノアルノハ何ノタメカト言ハバ、之ヲ今日最モ進歩シタル智識階級ニ向シテ選舉權ヲ與ヘナタメアルト吾ミハ断言シタコトモヤシテモヤシテ見タイ、政府ガ唯モ申ス通り或ハ調査ラストカ何トカ言フケレドモ、イロイロ考ヲ持ツ人ヲ集メテ調查シタコロデ、其調査ト云フモノハ丁度米價調節カ何カヤニテ居ルト同シニ、小田原評定ヲスルニハ宜カラウケレドモ、本統ノ結果ハ得ラレルモノハゴザイマセヌ、ソレ故ニ私ハ此内閣が嘗て宣言シタコトモヤリマスシ、又大限伯ガ平素選舉權ノ擴張、選舉ノ廓清ニ付テ熱心ナル方アリマスカラ、セメテ此内閣ニ於テ是ガケノ事メナヌタナラ、或ハ今ヤ將ニ瓦解セントシテモ此ニノ事業が殘ルヘナイカト親切ニ考ヘルノデアリマス、サウ云フ結果カラ致シマシテ、私ハ私共ノ案ノ中ニ惡イ所ガゴザイマシタナラバ、多少修正ラナサルナリドウナリナザレマシテモ、先以テ此若イ智識階級ノ人ニ選舉權ヲ與ヘルト云フ大體ノ方針タケハ、諸君ノ御贊成ヲ得テ、是非此議會ニ於テ之ヲ通過シタルト熱心ニ考ヘテ居ルノデアリマス、或ハ此問題が黨派ニ超越シテ居ルトコロノ問題ナルニ拘ラズ、私ノ熱心ノ餘リニ或ハ自然ツマラムコトヲ申シタカモ知レマセヌ、併ナガラサウ云フコトハ諸君ハ決シテ之ヲ感情ニ捉ヘラル、ヤウナコトナシ、此問題ハ眞面目ナ問題デアル、憲政ヲ進歩サセル上ニ於テ重大ナル問題デアルト云フコトニ、諸君ハ同論デアルニ相違ナインデアリマスカラ、ドウソ吾ミノ意ノ在ル所ヲ御酌取リニナリマシテ、平素ノ黨派感情ヲ斷然去ツテ、サウシテ吾ミノ意ノ在ル所ニ御贊成アラムコトヲ切ニ希望スルノデアリマス

○福田又一君 本案ハ曩キニ小泉又次郎君ヨリ提出サレタ衆議院議員選舉法中改正法律案ト、同一ノ委員ニ付託サレテ審査サレムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 福田君ノ議ニ御異議ハアリマセヌカ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 御異議ガケレバ小泉又次郎君提出ノ選舉法中改正法律案ト同シ委員ニ付託致シマス――日程第六、齒科醫師法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス――提出者練部惣兵衛君

第六 齒科醫師法中改正法律案(練部惣兵衛君外七 第一讀會  
名提出)

### 齒科醫師法中改正法律案

第一條 第一號中「齒科醫學校」ヲ「齒科醫學專門學校」ニ改ム

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

五 醫師ニシテ齒科醫學講座ヲ有スル帝國大學醫科大學又ハ文部大臣ノ指定シタル齒科醫學專門學校ニ於テ一箇年間齒科學ヲ專攻シタル證明ヲ有スル者

地試驗ニ合格シタル者

附則 第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

〔練部惣兵衛君登壇〕

本法ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○練部惣兵衛君 私ハ提出者一人ト致シマシテ、齒科醫師法中改正案提出ノ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、本案ハ曩キニ三十五議會ニ於キマシテ、清水市太郎君及根本正君ヨリ御提出ニ相成リマシテ、一讀會ヲ通過致シテ委員會ニ付議セラレマシテ、委員會ニ於テ可決致シタル問題デアリマス、當時讀會が解散セラレマシテ爲ニ、不幸ニシテ其目的ヲ達スルコトヲ得ナカシタノデアリマス、此度再び根本君、清水君、其他ノ諸君ト再び此議場ニ本案ヲ提出シタ次第デゴザイマス、本案ノ要點ハ、齒科醫師法ノ第一條ヲ改正シヤウト云フノガ本案ノ趣意デゴザイマス、齒科醫師法ノ第一條ハ、齒科醫師ノ資格ヲ定メタル簡條デアリマシテ、第一條ニ齒科醫師トナルモノニハ左ノ資格ヲ要ス云々ト云フコトが規定シテアリマシテ、齒科醫師ニナリマスノニハ、文部大臣ノ認可シタルコロノ齒科醫學專門學校ヲ卒業シタル者、又齒科醫師試驗ニ及第シタル者、ニニハ外國ノ齒科醫學校ヲ卒業シ、若クハ齒科醫師ノ免許ヲ得タル者ニシテ、命令ニ背カザル者ニシタル者五、醫師ニシテ齒科醫學講座ヲ有スル帝國大學醫科大學、又ハ文部大臣ノ指定シタル齒科醫學專門學校ニ於テ一箇年間齒科學ヲ專攻シタル證明ヲ有スル者、此二箇條ヲ加ヘタイト云フノガ今回ノ改正案ノ趣意デゴザイマス、其理由ハ齒科醫師ト云フシテ齒科醫師試驗規則第一條中、齒科治術學、齒科技工學、及實地試驗ニ合格シタル者ハ普通ノ醫師トハ餘程異ナツタ獨特ノ技術ヲ要スト云フコトガアルノデゴザイマス、故ニ政府ニ於キマシテモ嘗テ帝國醫科大學ノ中ニ齒學科ヲ置キ、又醫師ヲ養成スルガ爲メニ、專門學校ヲ設立サレマシタカ齒科醫師ニモ特に齒科醫師專門學校ト云フモノヲ設立シテ、一般ノ醫師ト齒科醫師トハ其教育ヲ別々ニシテ居ルノミナラズ、齒科醫師ト云フ醫師トハ開業ヲ致スニ付キマシテモ取締方法が別ニ立テ居ルノデアリマス、醫師ノ方ニ於キマシテハ、醫師法ト云フモノニ依テ醫師ヲ支配シ、齒科醫師ノ方ニ於キマシテハ齒科醫師ト云フモノニ依リマシテ齒科醫師ヲ支配致シテ、雙方ノ權利義務ヲ明カニ區別シテアルノデアリマス、併ナガラ此齒科醫師法ハ明治三十九年五月法律第八十四號ニ依

テ出来タル所ノ法律デアリマシテ、當時マク歯科醫師ノ幼稚ナル時代ニテ出来タ所ノ

法律デアリマス、故ニ此現行ノ歯科醫師法ニハ不完全ノ點ガアルノテアリマス、其不

完全ノ點ト云フノハ普通醫師ト歯科醫師トノ間ガハッキリト區別ガ付イテ居ラヌガ爲メ

ニ、普通醫師ニシテ往々歯科醫師兼タル者ガ近來出來テ來ルノテアリマス、近來普通ノ

醫師ハ免角歯科醫フ輕視シテ居ツタノテアリマスガ、近時歯科醫ガ段々發達スルト同時

ニ、普通醫師ノ方ニ於テモ歯科醫フ兼タル者ガ出來テ來タノテアリマス、承ル所ニ候ルト全

國ニ百七八十モアルト云フコトデアリマスガ、是等ノ人ミハ然ラバ歯科ニ必要ナル所ノ治術

學トカ、若クハ技術ニ關スル技工學ト云フモノノ研究シタ人ミアルカト云フト、全ク是

等ニ付テハ研究ヲシタコトノ無イ人ミガ、普通醫師デ歯科醫フ兼ネア居ルノテアリマス、是ハ洵ニ衛生上ニ取ツテ危險千萬ナ事デアリマス、元來歯科醫師、ト云フモノハ治術及

技工ノ二ツが歯科醫師獨得ノ科巨ニアリマシテ、例ヘバ治術ハ彼ノ充填ヲスル金銀、若クハ「セメント」ノヤウナモノテ齒ヲ埋メルカ、又ハ技工ノ方ニナリマスト入歯ヲスルト

カ、齒ノ折レタノヲ接グトカ、或ハ齒ニ金ヲ被セルトカ、若クハ齒竝ビノ惡ルノヲ直ストカ、整ヘルト云フコトハ全ク學問以外ノ獨特ノ技術デアリマス、此技術ヲ研究シナイ者

ガ歯科醫師ヲ兼メルト云フコトハ、衛生上甚ダ憂ブベキ事デアリマスニ依テ、此區域ヲ判然ト致シタトイ云フノガ此改正法ノ要旨デゴザイマス、但シ普通一般ノ醫師三齒科醫ヲ許サ

ナイト云フノデハナインアリマス、一般ノ醫師ガ歯科醫師ヲ兼ネ、若クハ歯科醫師クラント欲スルナラバ此歯科治療學及ビ歯科技工ニ關スル實地試驗ニ及第シタル者、若クハ大

學ニ在ル所ノ歯科醫師ノ講座又ハ歯科醫師專門學校ニ於テ、一年間治術及ビ技工ニ關スル事ヲ研究シタ説明書ヲ得タ者ニ許スト云フコトニ致シタノニアリマス、之ヲハッキ

リ區域ヲ立テマセヌガ爲ニ、一方ニ於テハ醫師會アリ一方ニ於テハ歯科醫師會アリマシテ、此歯科醫師會ト普通ノ醫師會トノ間ニ當ニ紛爭ヲ免レナイノハ洵ニ遺憾トスル次第ニアリマス、此法律ノ缺點ヲ補ハシカ爲ニ、此改正案ヲ提出シタノニアリマス、而シテ此改正案ハ各派ノ諸君ニ依テ提出セラレ、各派ノ諸君ノ多數ノ贊成ヲ得テ提出シタ案ニアリマス、諸君ニ於キマシテモ願クハ政黨派ニ關セズ、一致ノ御賛成アランコトヲ希望致シマス

○福田又一君 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託シ審査サレンコトヲ求メマス

(賛成ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナケレバ、福田又一君ノ說ノ通り、議長指名九名ノ

委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第七、社寺上地下戻ニ關スル法律案、第一讀會ヲ開キマス——提出著齋藤隆夫君

## 第七 社寺上地下戻ニ關スル法律案(齋藤隆夫君外四 名提出)

### 第一 読會

第一 条 社寺上地下戻ニ關スル法律案  
第一條 社寺境内地ニシテ社寺上地處分ニ依リ現ニ國有ニ屬スル土地林野

第二條 此ノ申請ニ對スル處分ニ付不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 此ノ申請ニ對スル處分ニ付不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 第一條ニ依リ下戻ヲ受ケタル者ハ國ノ有スル權利義務ヲ承繼ス可ヲ受クルニ非ナレハ抵當權質權ノ設定若ハ讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

本法ハ大正五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

○齋藤隆夫君 諸君、本案ハ是マテ屢々此讀場ニ現ハレマシテ、其度毎ニ全會一致  
ヲ以テ通過致シマシタガ、未だ貴族院ニ於テ審議決定セラレザル所ノ議案ニアリマス、今  
回モ各派ノ有志諸君ト共ニ更ニ之ヲ提出シテ諸君ノ御賛成ヲ仰ギタイト思フノアル、  
而シテ此議案ニ付キマシテハ、政府當局者ノ反対ヲ促シタイ事モアリマス、旁々多少ノ  
説明ヲ要シマス、暫クノ間御清聽ヲ煩シマス、本案ノ趣旨ハ第一條ニ明記シテアリマス  
如ク、今日社寺ノ境内ニ在ル土地ニシテ明治八年彼ノ上地處分ナルモノニ依テ政府ニ  
沒收セラレ、現ニ國有ニ屬シテ居リマスモノヲ舊トノ持主タル社寺ニ下戻スベシト云フ  
ノが本案ノ趣旨ニアリマス、今日我國ニ於キマシテハ七万有餘ノ寺院ガアリマス、又十  
三万有餘ノ神社ガアリマス、是等ノ社寺ノ全部トハ申シマセヌガ、其中ノ或部分ハ遠キ  
古ヨリ多少ノ土地ヲ所有シ、是ニ依テ其獨立ヲ維持シ併セテ其天職ヲ盡スガタメニ努  
メテ居ツタコトハ是ハ争ナキ事實デアリマス、而シテ是等ノ社寺ガ其不動産ヲ獲得スルニ  
至リタル起源ヲ尋ナシタラバ、多クハ數百年長キハ一千年以上ノ歴史ヲ有シテ居ルノ  
デアル、又是等ノ不動産ヲハ得ルニ至リタル原因ヲ尋ナシタラバ、ソレハ一樣ニ非ラ  
ズシテ多様デアリマス、或ハ時ノ君主將軍若クハ領主ヨリ下附セラレタルモノアル、或ハ  
一私人ヨリ寄附セラレタルモノモアリマス、或ハ又名僧ト云ヒ、高僧ト唱ヘラル、者ガ、  
自ラ進シテ深山幽谷ヲ切開キ其處ニ殿堂ヲ設ケテ其地ノ所有ノハ公認セラレタルモノモ  
アリマス、或ハ寺院自ラ代金ヲ拂フテ買得シタモノモアリマス、其他種々ノ原因ハゴザイ  
マスルガ、何レニスルモ當時法律若クハ習慣カ認メタル正當ノ手段ヲ以テ、其所有權ヲ  
獲得シ永キ間之ヲ保チ來タノデアル、然ルトコロ明治維新ノ際彼ノ亂脈時代ニ於キマ  
シテ、我國ヲ吹荒シタコロノ暴風ノタメニ捲込マレテ、是等ノ土地ハ全ク一掃セラレ  
テシマジテ居ルノテアリマス、即チ時ノ政府——政府ト云フヨリハ時ノ内務省ノ中ニ於  
主タル社寺ハ全ク權利ヲ喪失シテ居ルト云フノガ今日ノ有様デアリマス、本員等ノ見ル  
トコロニ依レバ、今日我が國ノ社寺、其社寺ノ大部分ハ頗る窮状ヲ呈シテ居ルノアル、甚シ  
キニ至リテハ年ト共ニ衰亡ニ向ヒ、アルモノモ決シテ少クハアリマセス、從ツテ我が國ノ宗  
教界殊ニ我が國固有ノ宗教界ハ萎靡シテ振ハザルコトハ、諸君ノ知ブレ通リテアル、  
是ハ宗教道德ノタメ延テ國家社會ノタメニ喜ブベキコトアルカ、又憂フベキコトアル  
カ、是ハ此處ニ明言スルノ必要ヲ認メマセヌガ、何レニスルモ斯ル現象ヲ來シタル其原因ハ  
何處ニアルカト言ヘバ、明治政府ガ一朝ニシテ彼等ノ財産ヲバ奪ヒ、彼等ガ活動スル  
資源ヲ斷チタルコトガ其原因中ノ最も大ナルモノアルト本員ハ確信致シテ居リマス、固  
ヨリ神社其モノ、中ニ安置セラレテ居ルモノハ、是ハ人間デアリマセス、人間ヲ超越シ  
テ居ルトヨロノ神佛デアリマス、併シガラ是等ノ神佛ノ德ヲ傳へ教ヲ廣メルモノハ吾等ト  
同シク人間ニアル、衣食住ヲ以テ生存條件トシテ居ルトコロノ人間ニアリマス、然ルニ一  
方ニ於キマシテハ彼等ノ生存條件ヲ奪ヒ、彼等ヲシテ第ニ落シテ置キナガラ、他ノ一  
方ニ於テハ彼等ニ活動ヲ求メ宗敎道德ノ振ハザルコトハ攻メルト云フコトハ、是ハ人  
間シテハ頗る無理ナル注文デアリマス、況ヤ正當ノ原因ニ依テ之ヲ獲得シ永キ間  
之ヲ保チ來リ、殊ニ深キ歴史上ノ因縁ノアルトコロノ人間ニアリマス、然ルニ一  
當ノ理由ナクシテ之ヲ没収シテ、今日ニ至ルマテ悟トシテ過去リタルガ如キハ、明治政  
府以來ノ大失態アルト本員ハ確信シテ居リマス、尤モ明治三十一年ニ是ノモノヲ  
救濟スルガ爲ニ一ノ法律ガ發布ニナリマシタ、ソレハ國有土地林野下戻法ナルモノニア  
リマス、若シ此法律が正當ニ運用セラレマシタラバ、ソレ等ノ土地ハ當然社寺ニ下戻



〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 福田君ノ説ニ御異議ガナイト認メマス、依テ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ、日程第九、私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者林毅陸君

第九 私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案 第一讀會  
(林毅陸君外二名提出)

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案  
第一條 左ニ掲タルモノノ用ニ供スル土地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

一 私立ノ幼稚園小學校、中學校、高等女學校、實業學校及專門學校

二 前號以外ノ私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ

三 日本赤十字社、恩賜財團濟生會其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公益法人

第二條 前條ニ依リ地租ヲ免除スヘキ土地ハ幼稚園及學校ニ在リテハ校舍、寄宿舎、圖書館其ノ他必要ナル附屬建物ノ敷地、運動場、實習用地及保育又ハ教授上直接ノ用途ニ供スルモノニ限り公益法人ニ在リテハ事務所ノ敷地其ノ他事業ノ執行上直接ノ用途ニ供スルモノニ限ル

第三條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ免租セラレタル土地ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(林毅陸君登壇)

○林毅陸君 此私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案ノ提出理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、是ハ曾ア本議會モ通過致シテ貴族院ニ送ラレタコトモアル案ニアリマス、其趣意トスル所ハ私立學校ノ用地並ニ赤十字社財團法人濟生會、其他勅令ヲ以テ指定セラレタ公益法人、是等ノモノ、用ニ供スル土地ニ對シテ、租稅ヲ免除シヤウト云フノアリマス、此私立學校ニ關シテハ申スマテモナク教育獎勵ノ趣意ヨリ致シテ、官私ノ間ニ區別ヲ設ケナイヤウニスル、ソレガ爲メニイロ／＼爲スペキコトガアリマスケレドモ、此私立學校ニ對シマシテハ租稅ヲ取ルト云フコトモヤハリ區別ノ待遇ノ一箇條ニアリマス、之ヲ撤廢致シテ當然ノコト、思フノアリマス、其私立ノ諸學校ト申ス中ニハ、勿論幼稚園、小學校、中學校、高等學校、實業專門學校等總テ是等ヲ含ムノアリマス、其他政府ニ於テ適當ナリト指定シタル私立學校モ含マレル筈ニナツテ居リマス、其外慈善事業等ニ關シマスル赤十字社ナリ、或ハ濟生會等ノ公益事業ノ法人團體、是等モ同シク地租ヲ免除シテヤルノハ多ク辯明ヲ俟タズシテ相當ナコト、思ヒマスカラ、一ツヲ含メテノ免租案ニアリマス、是ハ今マデ此議會ニ於テ同ジ形ニ於テ一度通過致シ、少シク變リタル形ニ於テ此前ニ一度通過シヤウナ風ニ取扱フト云フコトハ、即チ教育ノ獎勵ノ

私立學校ニ對シマシテハ租稅ヲ取ルト云フコトモヤハリ區別ノ待遇ノ一箇條ニアリマス、之ヲ撤廢致シテ當然ノコト、思フノアリマス、其私立ノ諸學校ト申ス中ニハ、勿論幼稚園、小學校、中學校、高等學校、實業專門學校等總テ是等ヲ含ムノアリマス、其他政府ニ於テ適當ナリト指定シタル私立學校モ含マレル筈ニナツテ居リマス、其外慈善事業等ニ關シマスル赤十字社ナリ、或ハ濟生會等ノ公益事業ノ法人團體、是等モ同シク地租ヲ免除シテヤルノハ多ク辯明ヲ俟タズシテ相當ナコト、思ヒマスカラ、一ツヲ含メテノ免租案ニアリマス、是ハ今マデ此議會ニ於テ同ジ形ニ於テ一度通過致シ、少シク變リタル形ニ於テ此前ニ一度通過シヤウナ風ニ取扱フト云フコトハ、即チ教育ノ獎勵ノ

私立學校ノ用地免租ノコトヲ企テラレマシテ、既ニ二回此議會ニ案ヲ提出セラレタノアリマス、大正二年久保君が提出セラレテ、ソレハ本院ニ於テ修正ノ上可決ヲ致シ、貴族院ガソレヲ決議スルニ至ラズシテ其儘終タコトガアル、ソレカラ大正二年ノ一月ニ久保君が再び案ヲ提出セラレマシテ、其場合ニモヤハリ私立學校ト云フモノガ主意ニナクテ居ツムニアリマスガ、政府ノ方ニ於テハソレハカリテハ宜クナカラウ、ヤハリ慈善事業等

ニ相當ノ資格ノアルモノニモ、ヤハリ免除スルト云フコトヲ含マセタ方が宜カラウト云フコトアリ、當時政府ノ案ト致サレテ今本院ガ此ニ提出致シテ居リマスル案ヲ出サレタノアリマス、ツマリ此案ハ久保君ガ出サレマシタ所ノ案ト、ソレカラ當時ノ政府當局者ガ考ヘラスル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——提出者林毅陸君

トテ、當時ノ大藏當局者、大藏ノ政府委員トシテ菅原君ナドハ熱心ニ此案ヲ作ル爲ニ御盡力下ヌタノアリマシテ、今回ノ政府モ定メテ御異議ハナイコト、思ヒマス、願ク此案ノ成立ヲ計リマスル爲ニ、其當時ニ通過セラレタ案其儘ヲ提出致シタノアリマス、當時ノ大藏當局者、大藏ノ政府委員トシテ菅原君ナドハ熱心ニ此案ヲ作ル爲ニ御盡力下ヌタノアリマシテ、速ニ貴族院ノ方ニ迴シタイト思ヒマス、貴族院ニ迴リマシテ、當時ノ大藏當局者、大藏ノ政府委員トシテ菅原君ナドハ熱心ニ此案ヲ作ル爲ニ御盡力下ヌタノアリマス、サウ云フ始末ニナツテ居リマスノテ、最モ是ハ惜ムベキ案ト思ヒマスカラ、私が諸君ト御協議ヲ致シテ此ニ提出ヲ致シタ所以ニアリマス、何卒御調査ノ上、速ニ通過ヲ見ルヤウニ御運ヒヲ願ヒタノアリマス

○福田又一君 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託シ審査セラレムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 福田又一君ノ動議ハ御異議ガ無イモノト認メマス、依テ議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス——日程第十、中等教員優遇ニ關スル建議案、樋口秀雄君

第十 中等教員優遇ニ關スル建議案(河野正義君外三名提出)

中等教員優遇ニ關スル建議案

中等教員優遇ニ關スル建議案

教育者ノ優遇ハ當面ノ急務ニ屬ス就中中等教員ハ其ノ待遇ニ於テ最缺陷多キコトハ夙ニ朝野識者ノ認ム所ナリ現下ノ財政状態ニ於テ遠ニ多大ノ國費ヲ投シ此ノ缺陷ヲ救ハムコト恐クハ不可能ナルヘシト雖或ハ名譽ノ表彰ニ依リ或ヘ俸給ノ一部國庫補助ニ依リ或ヘ年功加俸ノ制ニ依リ以テ現在以上ノ待遇ヲ講スルコト必シモ不可能ニ非ス政府ハ宜シク速ニ改善ノ方法ヲ講セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(樋口秀雄君登壇)

○樋口秀雄君 提出者ト致シマシテ本建議案ヲ提出致シマシタル理由ヲ申述ベタイト思ヒマス、此案ニ於テ中等教員ト申シテ居リマスノハ、普通ニ申慣ハシテ居リマスル中等教員、師範學校、高等女學校及ビ是ト同一程度ノ專門學校ヲ含メテ申シタノアリマス、元來我が教育界ノ進歩が近年ニ至リテ非常ニ著シキ成績ヲ見テ居リマスルケレドモ、



メラレ、サウシテ同一ノ程度ノ貢獻ヲ致シテ居ル者ニ對シテ、斯ノ如キ厚薄深淺ノアルト云フコトハ、是亦看過スベカラザルコトテアルト思フ、此中等教員ノ俸給が府縣其他ニ依テ異ナルト云フヤウナコトヲ、之ヲ矯正シマスル爲ニ俸給ノ上ニ多少ノ國庫補助ヲ致ス位ノコトハ、今ノ財政ヲ以テシテモ決シテムツカシイコトデナイト私共ハ思フノアリマス、況ヤ此官等上ノ待遇ヲ他ノ一般官吏、若クハ少クトモ直轄學校ト然ラザルモノトノ間ニ區別ヲ立テルヤウナコトガナク、均ニニ一般的ニシテ、サウシテ臺灣ノ國語學校或ハ朝鮮ノ中學校ニ於ケルト同様ノ待遇ヲスルト云フコトハ、如何ナル點カラ考ヘテモ決シテ非難ノアルベキ問題デハナイト信ズレニアリマス、又小學教員ニ對シテ既ニ途ヲ開キマシタ所ノ年功加俸ノ制度ヲ設ケ、此加俸額ダケヲ國庫カラ補助スルト云フ方法モアリマセウシ、尙進ニテ襄ニ申述ベマシタヤウナ、教育者ニ對スル特種ノ勳章ノ制度ト云フヤウナモノモ、或ハ制定スルコトガ必ズシモ出來難イ問題デハナイト思ヒマスカラ、是等ノ點ハ詳細委員會ノ慎重ナル御審議ニ譲リマスルガ、サウシテ私ノ案ハ其場所ニ於テ詳細ニ申述ベマスルガ、大體ノ趣意ニ於テ朝野何人モ異論ノナリ問題ト信シマスカラ、是ハ政黨政派ノ關係ナク、全院一致ヲ以テ此問題ニ御協賛ヲ賜ハランコトヲ希望スル次第テアリマス(拍手起立)

○福田又一君 本建議ヲ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託シ審査セラレンコトヲ望マス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 福田君ノ發議ニ御異議ナイト認メマス、依テ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス——日程第十一、大阪堀川兩監獄移轉ニ關スル建議案、提出者石橋爲之助君

第十一 大阪、堀川兩監獄移轉ニ關スル建議案(石橋爲之助君)  
外四名提出  
大阪、堀川兩監獄移轉ニ關スル建議案

大阪、堀川兩監獄移轉ニ關スル建議案

大阪、堀川兩監獄移轉ニ關スル建議案

○石橋爲之助君 本案ハ極メテ簡單ナ案ニアリマス、大阪堀川兩監獄ヲ市外適當ノ右建議ス(石橋爲之助君登壇)

○議長(島田三郎君) 福田君ノ發議ニ御異議ナイト認メマスガ、實際ハ同シ地ニ移轉セントラ望ムト云フ建議ニアリマス、一ソノ監獄ノヤウニ見エマスガ、實際ハ同シ場所ニ在リマスノデ、之ヲ一ソノモノト見做シテ差支ガナノアリマス、此監獄ハ明治十五年七月ノ設計ニ依リマシテ、明治二十四年ニ建築が落成致シマシタモノアリマシテ、當時ハ此邊ハ市外ノ田園ノ眞中デアリマシタガ、今日ハ其周圍ニ多クノ人家が建連リマシテ、立派ニ市街ノ中央ト爲シテ居リマス、然ルニ此監獄ノアリマスル爲ニ此方面ノ發達ガ他ノ方面ニ比較シマシテ、ドウシテモ妨害ヲ受ケテ居ル形ニアリマシテ、或學校ノ如キモ小學校ガ移轉シナケレバナラヌヤウナコトニナシタ事實モアリマス、又最近ニ於キマシテハ市街電車が其側ヲ通ルヤウナリマシテ、電車ノ上カラ監獄ノ内部ガ見エルノアリマシテ、監獄見物ヲ電車デスルト云フヤウナ連中ガ段々出來マシタノデ、司法當局ニ於カラマシテモ、サウ云フ不都合ヲ防ゲが爲ニ目隠シヲシタト云フヤウナ不體裁ノ狀態ニアリマス、又罪人ヲ始終繫イテ往來致シマス爲ニ、附近ノ子供ガソレニ見做レテ繩付ノ真似ヲシテ遊フト云フヤウナ、誠ニ憂フベキ所ノ害モ出テ來テ居ルヤウナ次第ニアリマス、故ニ斯様ナ不適當ナ場所ニ之ヲ置イテ置クヨリモ、市外ニ適當ナ場所ヲ擇ンデ移

一九

スコドガ最モ急務デアルト云フコトヲ感シマシタ、故ニ此建議案ヲ出シタ譯アリマス、殊ニ此建築其物モ餘程舊式ニ屬シテ居リマシテ、治獄上ニ於テモ甚ダ遺憾ノ點ガ多イノアリマス、現在ノ囚人ノ數ハ二千二百人アリマシテ、即チ大阪監獄ノ方ニ既決囚ヲ置キ、堀川監獄ノ方ニ未決囚ト婦人未成年トヲ收容致シテ居リマス、一箇所ニ斯ノ如キ多數ノ囚人ヲ收容シテ居ルコトハ、實ハ日本一ト云フテ宜シイガ、サウテナクシテ世界一デアリマシテ、諸外國ニ於テモ最モ多イ所ガ五六百位ノ程度デアルヤウニ開イテ居リマス、サウシテ其構造が雑居制ニアリマシテエハ七疊敷ノ其室内ニ九人若クハ十人ヲ寄レテ居ルノアリマスカラ、到底斯様ナ有様テ此罪人ヲ遷善感化スルト云フコトハ思ヒモ寄ラヌコトデアリマシテ、寧ロ此難居ノ間ニイロく罪惡ヲ教ヘラレテ、全ク此監獄が罪人養成ノ學校ノ如キ狀態トナシテ居ルノアリマス、故ニドウシテモ之ヲ市外適當ノ地ニ移スト云フコトハ、最モ急モ要スル次第ニアリマシテ、之ヲ致シマスルニハ經費が大分ニ掛カルコトデアリマスカラ、其點カラ今日マテ行ハレナカッタコトニアラウト思ヒマスガ、併シ前申シマス通り此方面ハ立派ナ市街地トナシテ、サウシテ地價モ騰貴シテ居ルコトデアリマスカラ、此面積總ニ五万九千三百二十二坪アリマスカラ、之ヲ時價二十五圓以上、若シ宜シケレバ三十圓位ニシテ賣拂フコトが出来マシタラバ、優ニ其金ヲ以テ完全ナル新式ノ監獄署ヲ他ニ造ルコトハ容易ナコトニアリマス、既ニ先年來此問題ニ付テハ、本員モ當局者ト交渉致シタコトモアリマシテ、當時ノ河村司法次官ノ答辯ニ依リマスルト、其移轉スル先キハ二万坪ノ箇所ガ一箇所アレバ宜シイノアリマス、其移轉ノ建築費ハ土地代ヲ除イテ百六十六萬圓アレバ出來ルト云フコトニアリマス、其内今日テハ未決ノ囚人ハ今現ニ建築が落成セントシテ居リマストコロノ裁判所ノ一部ニ收容スル計畫ニアリマスカラ、ソレが出來上ルトナレバ未決ノ分ダケハ省ケル勘定ニナリマスカラ、是程マテノ費用ヲ投ゼズトモ實行出来ル譯アリマスカラ、一方ニ現在ノ土地ヲ賣リマシタラ、確カニ理想的ノ獨房制ノ最モ進歩シタル所ノ新監獄が建設コトニナルノアリマス、故ニドウカ此趣旨ニ依リマシテ諸君ノ御贊成ヲ得マシテ政府ハ速ニ實行ニ著手スルニ至ラレンコトヲ希望スル次第ニアリマス

○福田又一君 本建議案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託シ審査セラレンコトヲ望マス

○議長(島田三郎君) 福田君ノ說ニ異議ガナイト認メ、福田君ノ發議通り決シマス——日程第十一、京都監獄移轉ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、提出者森田茂君

第十二 京都監獄移轉ニ關スル建議案(森田茂君提出)

京都監獄移轉ニ關スル建議案

京都監獄移轉ニ關スル建議案

京都監獄ハ市内雜鬧ノ地域ニ在リ從テ懲治ノ目的ヲ達スルニ付多大ノ障害アルノミナラス市ノ發達ヲ妨ケ其ノ體面ヲ害スルコト亦甚シト認ム政府ハ速ニ適當ノ地ヲ選ミ之ヲ移轉セラレムコトヲ望ム

右建議ス(森田茂君登壇)

○森田茂君 私ノ建議致シマスル案ハ、唯今日程ニ上リマシタル第十一ノ石橋君ノ提出ノ案ト姊妹案ト云フヤウナ先づ關係アリマス、大阪ト云ヒ或ハ京都ト云ヒ、市街ノ真中ニ監獄ノアルト云フ事柄ハ誠ニ不都合ナ話アリマシテ、懲治ノ目的ノ上カラ申シミ之ヲ移轉セラレムコトヲ望ム

柄ハ當然ノ事柄デアリマス、併ナガラ必要ノ上カラ申上ゲマスレバ、寧口京都ト大阪ト比ベマスルナラバ、京都ノ方ガ姉妹案ト致シマスルト云フト、是ハ姉ノ方ニ屬スル部分ニナツ居ルノデアリマス、現ニ司法省ニ於キマシテモ京都監獄ヲ他ニ移轉サセムナラヌト云フコトニ付キマシテハ、是ハ焦眉ノ急デアルト云フ事柄ヲ豫テ考ヲ致シマシテ、明治四十二三年ノ頃ニ於テ既ニ其實行ノ事柄ヲ計畫ヲ致シタ事がアリマス、ソレハ京都市ガ道路擴築及軌道敷設ノ結果ト致シマシテ、監獄署ノ直ニ北側又直ニ西側ニ沿ヒマシテ軌道が通ル、斯ウ云フ結果ニナリマシタル爲ニ、獄内へ殆ド獄外ト同ジヤウナ混雜ヲ耳ニスル——響耳ニスルト斯ウ云フヤウナ甚ダ不都合ヲ來シテ居ル事柄モ一黠、ソレカラモウ一ツニハ此京都監獄ハ御承知ノ如ク一條ノ離宮ナルモノト——即チ一條離宮ト僅ニ街路一ツヲ隔テマシテ相鄰シテ居ルト云フヤウナ甚ダ不都合ガアリマス、昨年ノ御大禮ニ付キマシテ、御參列ニナリマシタル諸君ハ如何ニモ京都監獄が離宮ニ對シテ餘り接著致シ過ギテ居シテ、恐多イト云フコトハ諸君が親シク御覽下サックコトダラウト考ヘマス、司法當局ニ於キマシテモ、之ヲ最モ焦眉ノ急トシテ考ヘテ居ラレマス事柄ハ、私共が其内意ヲ承テ居ルトコロニ依リマスト、此二條離宮トノ關係ニ於テ甚ダ恐多イト云フ意見ヲ持テ居ラル、事柄が其一ツノ主モナル理由デアルト云フコトヲ承知ヲ致ス次第デアリマス、斯ウ云フ次第カラ考ヘテ見マスルト云フト、監獄ノ移轉ト云フコトヲ目論ムコトニ致シマスルナラバ、先ツ京都ヲ第一ニシテ貴ハナケレバナラスト云フ事柄ヲ私ハ申上ゲテ決シテ不都合デナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、其他京都ノ上カラ申シマスレバ、監獄所上ニ於テ、誠ニ必要ナ場所デアルニモ拘ラズ、是ハ事實ニ於キマシテハ其發達ヲシナイト在地ハ此日本ニ於キマスル機業地トシテ有名ナル西陣ノ特ニ發達スベキ方面ニ位シテ居ル、又山陰線ノ全通ノ結果ト致シマシテ、其主要ノ驛トナルベキ一條驛、之ニ甚ダ接著ヲ致シ過ギテ居リマス故ニ、此監獄所在地ノ方面ハ京都市が將來發達スル上ニ於テ、誠ニ必要ナ場所デアルニモ拘ラズ、是ハ事實ニ於キマシテハ其發達ヲシナイト云フコトハ、全ク監獄ノアル爲デアル、是ハ都市政策ノ上カラ考ヘマシテモ、必ず移轉ヲ速ニシテ貴ハナケレバナラヌ必要ガアルノアリマス、ソレ等ノ理由ニ依リマシテ、本員ハ多數諸君ノ贊成ヲ得マシテ、サツシテ此建議案ヲ提出致シタヤウナ次第デアリマス、尙此事柄ニ付キマシテ先ニ申上ゲマシタルが如ク、既ニ司法省ニ於キマシテモ其調査ヘ致サレテ居ルヤウナ始末デアリマシテ、又私共モ此事ハ多少承知ヲ致シテ居ル事實モアリマスルガ、是等ノ詳細ニ付キマシテハ、何レ委員會ニ於キマシテ政府當局ノ意見モ確メ、又私共ノ考ヘテ居リマスル事モ申上グタイト思フノアリマス、ドウカ諸君ノ御贊成アラムコトヲ希望致シマス

〔拍手スル者アリ〕

○福田又一君 前ノ日程ノ監獄移轉ニ關スル建議案ト、同一委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 福田君ノ說ニ御異議ガナイト認メマス、前日程第十一ノ建議案ト同シ委員ニ付託スルコトニ致シマス、日程ハ終リマシテ、是ヨリ報道事件ガアリマスカラ報告ヲ致セマス

〔書記朗讀〕

一議員ヨリ提出セラレタル建議案左ノ如シ

提出者 森田 小六郎君 賴母木 桂吉君 田村 新吉君 相島 勘次郎君 岡崎 久次郎君

慢性傳染病豫防ニ關スル建議案

提出者 山根 正次君

飛驒鐵道速成ニ關スル建議案 提出者 岡崎 久次郎君

大場 竹次郎君

高木 益太郎君

坂口拙三君

關野善次郎君

今村七平君

小林勝民君

長尾元太郎君

野村嘉六君

森丘覺平君

安田伊左衛門君

古屋慶隆君

質屋取締法中改正法律案 提出者 黒須龍太郎君

富安保太郎君

河崎助太郎君

田畠地價修正ニ關スル建議案 提出者 有田溫三君

島田保之助君

今井喜八君

平沼亮三君

高木益太郎君

坂口拙三君

江間俊一君

小林勝民君

○議長(島田三郎君) 次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日ハ是ニテ散會

午後四時四十五分散會

對米及對支外交ニ關スル質問主意書 提出者 石橋爲之助君

島田保之助君

今井喜八君

平沼亮三君

高木益太郎君

坂口拙三君

江間俊一君

小林勝民君

長尾元太郎君

野村嘉六君

森丘覺平君

安田伊左衛門君

古屋慶隆君

坂口拙三君

江間俊一君

小林勝民君

長尾元太郎君

野村嘉六君

森丘覺平君

安田伊左衛門君

古屋慶隆君

坂口拙三君

江間俊一君

小林勝民君